

---

**那須町**  
**第8期高齢者福祉・介護保険事業計画**

【令和3年度～令和5年度】

---

誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち

令和3年3月

栃木県 那須町



## 「誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」をめざして

平成12年にスタートした介護保険制度は、創設から21年が経過し、高齢者の生活を支える制度として発展・定着しました。その間、国においては、年金や医療、介護・福祉といった社会保障給付費が上昇し続け、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上を迎え、介護や医療のニーズがますます高まることが予想されています。

さらに、人口推移をみると令和22（2040）年には、団塊の世代ジュニアと呼ばれる現在40代後半の方が65歳となり、高齢者人口がピークを迎えることとなります。

本町においても高齢化は急速に進んでおり、令和7年の高齢化率は、43.8%、令和22年には52.4%に達すると見込んでおります。

第8期計画は、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、これまでの、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、また、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え「我が事」としてとらえ、人と人、人と社会がつながり一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる町をめざすという考え方で計画を策定いたしました。

本計画の推進には、町民の皆さま、町、保健・医療・福祉などの関係機関、NPO法人、ボランティアなど多様な主体が参画し、連携を図りながら進めていくことが重要であると考えておりますので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてアンケート調査にご協力を頂きました皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言、ご指導を賜りました那須町介護保険事業計画策定委員並びに関係各位の皆さまに心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月



那須町長 平山 幸宏



# 目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の基本事項.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1. 根拠法令等.....	2
2. 他計画との関係.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
1. 策定体制.....	4
2. 計画への住民意見の反映.....	4
第2章 那須町の現状.....	5
第1節 人口について.....	5
第2節 要介護度別認定者数について.....	5
第3節 日常生活圏域.....	6
1. 日常生活圏域の設定.....	6
2. 圏域の特色.....	7
第4節 高齢者の現状.....	11
1. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果.....	11
2. 在宅介護実態調査結果.....	21
第3章 第7期事業計画の達成状況及び評価.....	30
第1節 介護保険サービスの利用実績.....	30
1. 介護予防（要支援1・2）サービス量について.....	30
2. 居宅（要介護1～5）サービス量について.....	31
3. 地域密着型サービス量について.....	32
4. 施設サービス量について.....	32
5. 特別給付費サービス量について.....	32

第4章 現状のまとめ及び第7期計画の検証.....	33
第1節 現状のまとめ.....	33
1. 人口、要介護認定者数.....	33
2. 高齢者の現状.....	33
第2節 第7期計画の検証.....	34
1. いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす.....	34
2. 支え合い、助け合いながら安心して住み続けることのできる地域.....	37
3. 適切な医療・介護・福祉サービスが利用できるまち.....	42
<b>第2部 高齢者福祉・介護保険事業計画.....</b>	<b>45</b>
第1章 基本的な考え方.....	47
第1節 基本理念.....	47
第2節 基本目標.....	48
第3節 施策の体系.....	49
第4節 第8期計画策定における主な視点.....	50
1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正...	50
第5節 第8期計画における重点施策.....	53
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	53
2. 地域包括支援センターの体制強化.....	54
3. 在宅医療・介護連携の推進.....	54
4. 認知症施策の推進.....	54
5. 持続可能な介護保険事業の確保.....	54
第2章 施策の展開.....	56
第1節 「いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす」.....	56
1. 生きがいを持って活動できる支援.....	56
2. 健康づくり・介護予防の推進.....	57

第2節 「支え合い、助け合いながら安心して住み続けることができる」 .....	59
1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進・充実.....	59
2. 生活支援体制の整備.....	60
3. 見守り支え合い体制づくり .....	61
4. 地域包括支援センターの適正運営と機能強化.....	62
5. 安心できる住まいの確保.....	63
6. 高齢者の権利擁護 .....	64
7. 認知症施策の推進 .....	64
第3節 「適切な医療・介護・福祉サービスが利用できる」 .....	66
1. 在宅医療・介護連携の推進.....	66
2. 介護（介護予防）サービスの適切な提供.....	67
3. 介護保険事業の適正な運営.....	69
4. 災害や感染症対策に係る体制整備.....	71
第3章 第8期計画及び令和7（2025）年度・令和22（2040）年度の介護保険の推計..	72
第1節 人口について .....	72
第2節 要介護（支援）認定者数について.....	72
第3節 介護予防（要支援1・2）サービス見込量について .....	73
1. 介護予防サービス .....	73
2. 地域密着型介護予防サービス .....	73
第4節 介護サービス及び施設サービス見込量について .....	74
1. 居宅サービス.....	74
2. 地域密着型サービス.....	74
3. 施設サービス.....	75
第5節 特別給付費サービス.....	75
第6節 第8期計画における第1号被保険者保険料・負担割合の設定 .....	76
1. 第1号被保険者保険料所得段階別加入者見込み .....	76
2. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者保険料.....	77

第4章 計画の推進.....	80
第1節 計画の推進体制.....	80
1. 制度の周知.....	80
2. 連携体制の強化.....	80
第2節 計画の進行管理.....	80
<b>資料編.....</b>	<b>81</b>
I. 那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画策定の経過.....	83
II. 介護保険運営協議会関係例規（一部抜粋）.....	84
III. 那須町介護保険運営協議会委員名簿.....	86
IV. 那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	87
V. 那須町介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	88
VI. 那須町内介護保険サービス事業所状況（圏域別）.....	89
VII. 用語解説.....	91
VIII. 介護保険サービス一覧.....	95
IX. 介護予防・日常生活支援総合事業一覧.....	99



# 第1部 総論



## 第1章 計画の基本事項

### 第1節 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、国においてはサービス利用者が550万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

那須町においても、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉・介護保険事業計画を策定し、介護・福祉施策の推進に努めてきました。

近年の国の動向をみると、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化\*は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していく事が重要です。

また、「地域包括ケアシステム」は高齢者のみの考え方ではなく「全世代・全対象」に発展・拡大させて、各制度とも連携した「地域包括ケアシステム」の確立を目指すことが必要となります。

その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

令和2年10月現在、那須町の高齢化率は39.9%となり、今後も上昇を続け、令和22（2040）年には50%を超える見込みとなっています。これらを踏まえ、これまでの第7期計画の施策の推進状況を評価し課題の整理とともに、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7（2025）年、令和22（2040）年の将来の姿などを見据えた令和3年度から令和5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示す本計画を策定しました。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、高齢者一人ひとりに対応した地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

---

右上に\*印がついている用語は、「資料編 VII用語解説（P91から）」に解説があります。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8の規定による「老人福祉計画」、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

#### ■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

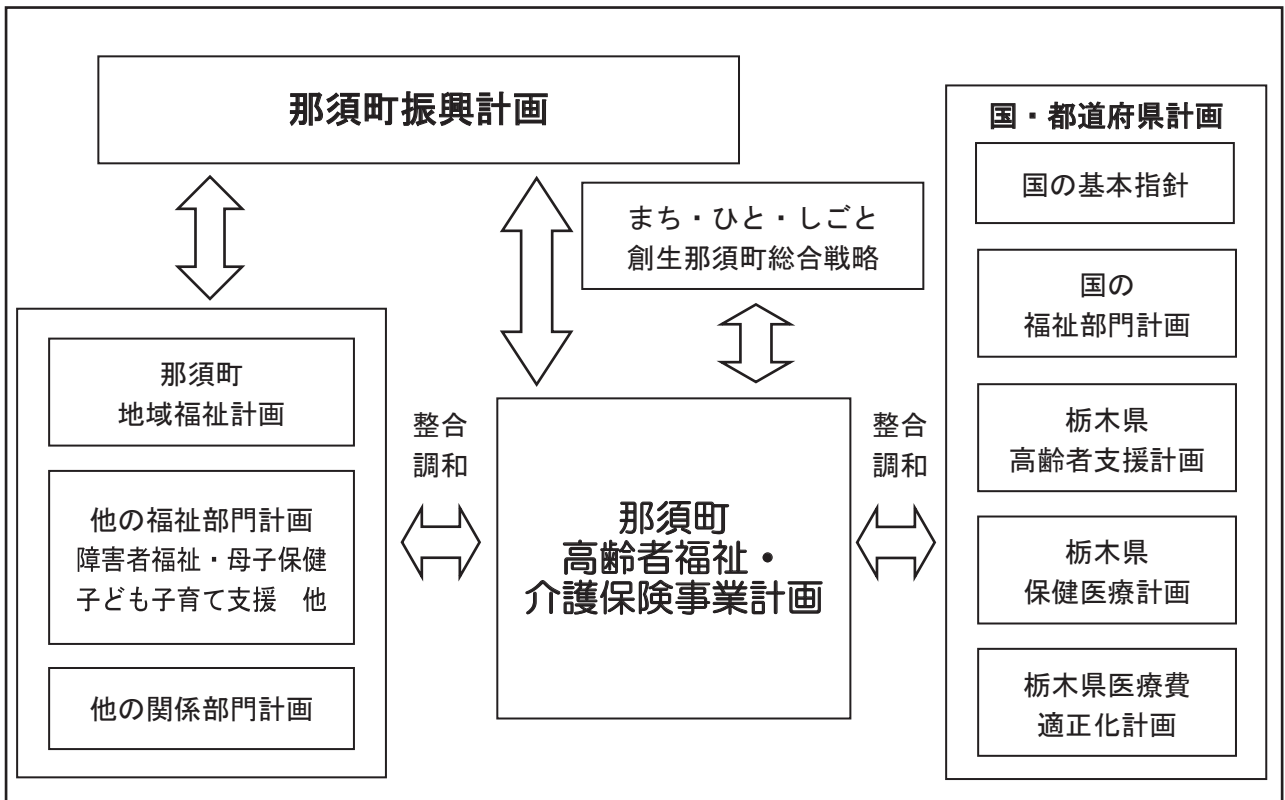
#### ■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

### 2. 他計画との関係

地方自治法に基づく第7次那須町振興計画は、本町の行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置づけられます。

その中において、地域福祉計画等の保健福祉関連個別計画と調整を図ります。また、栃木県高齢者支援計画や栃木県保健医療計画等と整合性のとれた計画としています。



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度を目標とする3か年計画とします。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年までを見据えた中長期的な視点では、高齢者に対応した地域包括ケアシステムの推進期に位置しており、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

●計画期間と目標

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和22年度
第7期計画 (平成30年度～令和2年度)		第8期計画 (令和3年度～令和5年度)			第9期計画 (令和6年度～令和8年度)					
	見直し			見直し			見直し			
令和7(2025)年・令和22(2040)年までの中長期的な視点を踏まえて計画を推進										



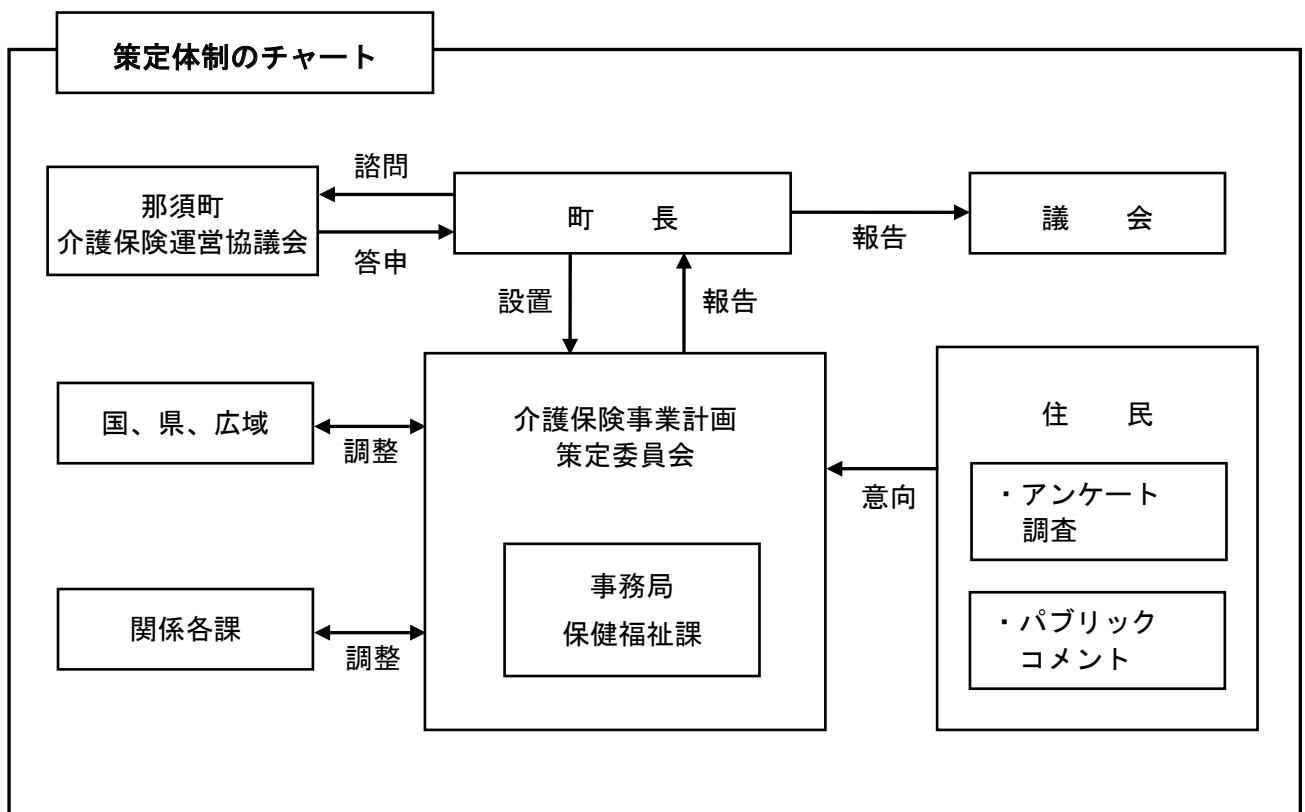
## 第4節 計画の策定体制

### 1. 策定体制

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、被保険者代表、保健・医療関係者、福祉関係者、関係団体代表者による「那須町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画への意見反映に努めたほか、関係部局と連携を図りました。

### 2. 計画への住民意見の反映

高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に際しては、アンケート調査により那須町の高齢者の現状を把握し、また、町のホームページ等でパブリックコメントを実施し、住民の意見を反映した計画としました。



## 第2章 那須町の現状

### 第1節 人口について

区分	平成30年		令和元年		令和2年		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
総人口	25,310	25,337	24,968	25,136	24,625	24,806	
高齢者人口	前期	4,949	5,023	4,985	5,083	5,023	5,212
	後期	4,527	4,534	4,596	4,647	4,667	4,686
	合計	9,476	9,557	9,581	9,730	9,690	9,898
高齢化率	37.4%	37.7%	38.4%	38.7%	39.4%	39.9%	

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在／単位：人）

#### <評価>

総人口は減少していますが、実績値は計画値に比べ減少が抑えられています。

高齢者人口は、前期高齢者人口、後期高齢者人口ともに増加しており、合計では増加傾向となっています。そのため、高齢化率は上昇して、計画値よりも高くなっており、令和2年10月1日現在で39.9%となっています。

### 第2節 要介護度別認定者数について

区分	平成30年		令和元年		令和2年	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
要支援1	197	198	207	193	214	199
要支援2	219	197	233	259	248	229
要支援(小計)	416	395	440	452	462	428
要介護1	268	262	283	276	300	298
要介護2	282	229	305	250	316	274
要介護3	202	214	210	205	218	212
要介護4	275	236	291	254	303	249
要介護5	174	149	187	116	195	119
要介護(小計)	1,201	1,090	1,276	1,101	1,332	1,152
認定者数(合計)	1,617	1,485	1,716	1,553	1,794	1,580
うち第1号被保険者数	1,586	1,449	1,681	1,517	1,754	1,547
第1号被保険者数	9,476	9,557	9,581	9,700	9,690	9,867
高齢者(第1号被保険者)の認定率	16.7%	15.2%	17.5%	15.6%	18.1%	15.7%

資料：介護保険状況報告（各年10月1日現在／単位：人）

#### <評価>

要支援認定者については、認定者数は平成30年から令和元年に増加し、令和2年にかけて減少しました。また、計画値と比べ、令和元年は実績値が上回りましたが、令和2年は、実績値が計画値以下に抑えられています。

要介護認定者については、認定者数は増加傾向にありますが、計画値に比べ実績値の増加は抑えられています。

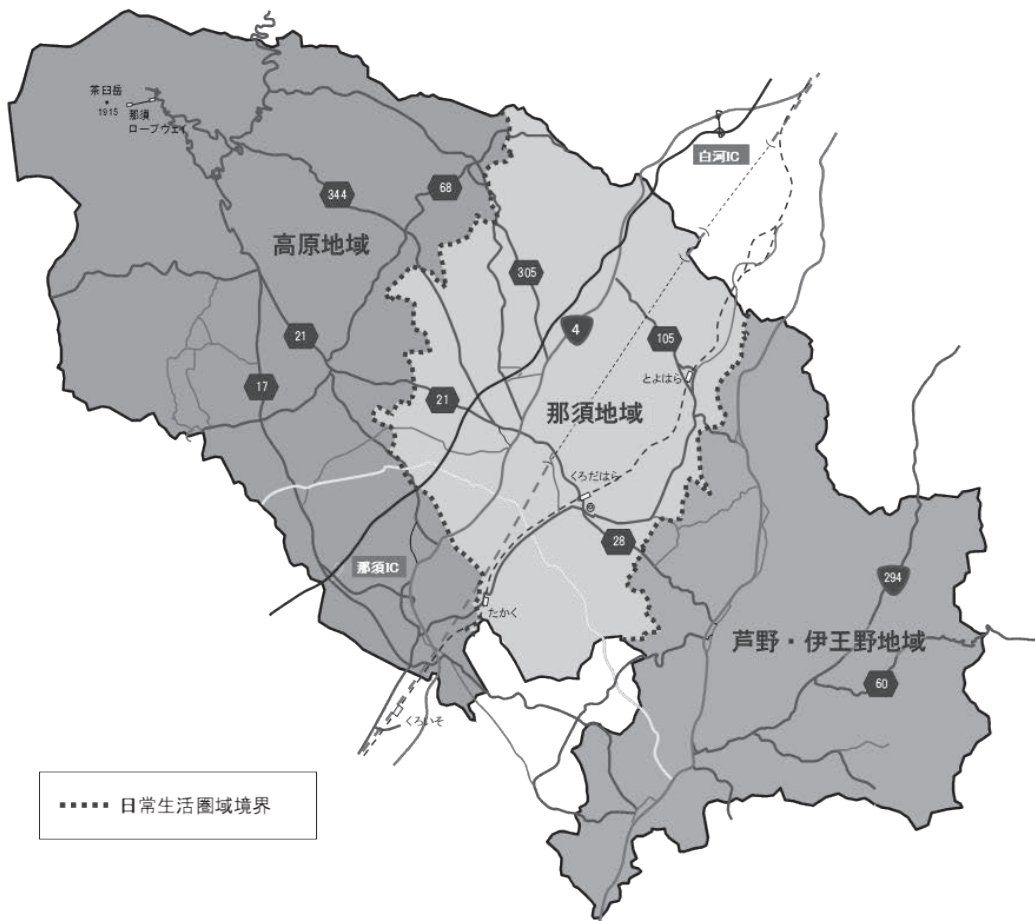
高齢者（第1号被保険者）の認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。

### 第3節 日常生活圏域

#### 1. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して、目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に置いて、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

7期計画では、本町の日常生活圏域を、自治会や公民館の区域、これまでの住民の地域活動等を考慮して、高原地域、那須地域、芦野・伊王野地域の3圏域に設定していましたが、中学校の統廃合の状況や地域支援事業における生活支援体制整備事業の推進状況等を勘案し、第8期計画では、現那須中学校区を高原地域、旧黒田原中学校区を那須地域、旧東陽中学校区を芦野・伊王野地域として新たな日常生活圏域を設定します。





## 2. 圏域の特色

### (1) 高原地域

隣接する那須塩原市とアクセスがよく、東北自動車道那須ICを入り口とした県道那須高原線をたどれば、自然豊かで那須温泉を有する観光の地域です。定年後のライフスタイルを那須町に求める転入者が多く見られる別荘地域と若い世代の多い高久地区とが混在しています。

高原地域の高齢化率は40.7%と圏域の中で最も高いにも関わらず、要介護認定率は11.8%と最も低くなっています。また、要介護3から要介護5の重度認定者が要介護認定者数に占める割合は、27.9%と町の平均より7.5ポイント低くなっています。

高原地域の基盤整備状況については、通所介護事業所が4箇所立地しており、他の圏域に比べて通所介護事業所数が多くなっています。

### (2) 那須地域

圏域の中央を国道4号・東北本線が通る本町の中心の地域です。黒田原駅前通りの商店街の空洞化がみられていましたが、空き店舗の再利用等により活気を取り戻しつつあります。

那須地域の高齢化率は39.2%と圏域の中で最も低くなっています。地域内に特別養護老人ホームや養護老人ホームが整備されているため、要介護認定率は17.2%、重度認定者が要介護認定者数に占める割合は、44.1%と圏域の中で最も高くなっています。上記施設の入所者を除いた場合の要介護認定率は13.8%、重度認定率は28.7%となっています。

那須地域の基盤整備状況については、事業所の種類が圏域の中で最も多く、訪問看護事業所、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、福祉用具貸与・購入事業所が唯一整備されています。また、認知症対応型通所介護を担う事業所が整備されています。

### (3) 芦野・伊王野地域

芦野・伊王野地域の高齢化率は39.6%で、要介護認定率は17.1%、重度認定者が要介護認定者数に占める割合は29.1%と圏域の中では中位となっています。しかし、特別養護老人ホームや養護老人ホームの施設入所者を除いた場合の圏域ごとの比較では、要介護認定率、重度認定率は、圏域の中で最も高くなっています。

芦野・伊王野地域の基盤整備状況については、事業所の種類・数ともに圏域の中ではやや少ない状況となっています。

## 【日常生活圏域別の基盤整備状況】

		生活圏域		
		高原地域	那須地域	芦野・伊王野地域
基盤整備状況	通所介護事業所	4箇所	2箇所	2箇所
	地域密着型通所介護	2箇所	6箇所	0箇所
	居宅介護支援事業所	2箇所	8箇所	2箇所
	訪問介護事業所	1箇所	2箇所	2箇所
	訪問看護事業所	0箇所	1箇所	0箇所
	短期入所生活介護	0箇所	3箇所(定員 36名)	0箇所
	特別養護老人ホーム	0箇所	広域型3箇所 (定員 172名) 地域密着型1箇所 (定員 19名)	0箇所
	認知症高齢者グループホーム	1箇所(定員 18名)	3箇所(定員 54名)	0箇所
	認知症対応型通所介護事業所	0箇所	2箇所(定員 12名)	0箇所
	小規模多機能型居宅介護施設	0箇所	1箇所 (登録定員 29名)	1箇所 (登録定員 29名)
	養護老人ホーム	0箇所	1箇所(定員 50名)	0箇所
	サービス付高齢者向け住宅	1箇所(定員5名)	1箇所(定員 70名)	1箇所(定員 40名)
福祉用具貸与・購入	0店舗	1店舗	0店舗	

資料：町資料（令和2年10月1日現在）

## 【日常生活圏域別地区別人口、高齢者数、高齢化率】

圏域名	地区別	地区名	総人口	前期 高齢者	後期 高齢者	高齢化率
高原 地域	大沢	大沢、大深堀、北沢、荻久保、大谷	983	283	179	47.0%
	田代	松子1・2、松田、田代、茗ヶ沢、大同、喰木原、大日向、広谷地、守子、伊藤台	3,075	711	563	41.4%
	池田	北条、長南寺、池田、ロイヤルパレー、小深堀、一ツ椏	1,558	403	293	44.7%
	室野井	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町	1,307	294	270	43.2%
	湯本	湯本本町、大町、見晴町、旭町、東町、那須高原、占勝園、西町、元湯町、奥那須、湯本仲町、川向町	1,352	265	291	41.1%
	高久	菱喰内、桜久保、後藤橋、弓落、廻り谷、渡久保、本郷1、あたごハイツ、本郷2、愛宕前、橋本町、茅沼、薄室、丸山、上瀬縫、下瀬縫、芦ノ又、岡室、筒地、新高久、新西原	2,109	421	254	32.0%
	小計			10,384	2,377	1,850
那須 地域	黒田原	音羽町1・2・3・4、幸町1・2・3、本町1・2・3、相生町1・2・3、新黒田、新黒田住宅、旧黒田、前原、前原団地、黒田団地、上ノ原団地1・2・3、法師畑、上ノ原、小羽入、立岩、新小羽入、下川、よささ、上川、松ノ倉、西田、茶臼、旗鉾、西大久保、塩阿久津上、石住、水塩大久保	4,887	858	899	36.0%
	田中	時庭、落合、田中、前久保、秋山沢、狸久保、東狸久保、柏、高久、高久団地	1,156	239	216	39.4%
	大島	小島1・2、大島1・2、藤塩、喜和田、漆塚上、漆塚下、中原、山梨子、大石、新田、羽原、穂積、戸能	1,493	336	256	39.7%
	逃室	逃室1・2・3、新逃室、田島、豊津、千振、千景園、柏台、高津、針生、松沼、吉田上、吉田下	1,201	260	234	41.1%
	夕狩	綱子、常民夕狩、新夕狩、慈生会、夕狩、黒木、七曲、五十里、東観、二枚橋、柏沼、トラピスト	953	240	265	53.0%
	成沢	木戸、水原、成沢、矢ノ目1・2、追田原、弥次郎	289	54	54	37.4%
	小計			9,979	1,987	1,924
芦野・ 伊王野 地域	芦野	下芦野、唐木田、上野町、川原町、仲町上・中・下、横町上・下、新道、芦野団地、新町上・下、大ヶ谷、峯岸、板屋、高瀬、西坂、黒川、中の川	1,171	217	242	39.2%
	寄居	寄居本郷、中重、三ヶ村、豆沢、明神、山中、寄居大久保	286	51	63	39.9%
	富岡	白井、吉ノ目、上下田、大平、塩阿久津下	295	60	66	42.7%
	伊王野	下町、上町、上郷、大和須、睦家、梁瀬、東岩崎	1,592	291	313	37.9%
	美野沢	梓、蓑沢、大畑	492	99	107	41.9%
	稲沢	沼野井、稲沢	607	130	121	41.4%
	小計			4,443	848	912
合計			24,806	5,212	4,686	39.9%

資料：町資料（令和2年10月1日現在／単位：人）

## 【日常生活圏域別介護度別要介護認定者数、重度認定率】

	高原地域	那須地域		芦野・伊王野地域	合 計
			施設入所者除く		
人 口	10,384	9,979	9,817	4,443	24,806
高齢者数	4,227	3,911	3,750	1,760	9,898
高齢化率	40.7%	39.2%	38.2%	39.6%	39.9%
第1号被保険者数	4,232	3,806	3,645	1,749	9,787
要支援1	79	77	77	33	189
要支援2	74	75	75	58	207
要支援(小計)	153	152	152	91	396
要介護1	99	116	112	67	282
要介護2	108	97	94	54	259
要介護3	53	103	57	36	192
要介護4	60	123	57	36	219
要介護5	26	62	31	15	103
要介護(小計)	346	501	351	208	1,055
認定者数(合計)	499	653	503	299	1,451
要介護認定率	11.8%	17.2%	13.8%	17.1%	14.8%
重度認定者数 (要介護3～5)	139	288	145	87	514
重度認定率	27.9%	44.1%	28.8%	29.1%	35.4%

資料：町資料（令和2年10月1日現在／単位：人）

※第2号被保険者及び住所地特例者を除く

※施設入所者除くの数値は、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの入所者を除いた数値

## 第4節 高齢者の現状

### 1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

高齢者の生活や介護状況等を把握し分析することで、地域の抱える課題を特定し、「那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画」の策定・実施に活用します。

##### ②調査対象

調査対象	抽出方法
町内に在住の要介護認定者を除く65歳以上の高齢者	無作為抽出

※介護保険法第117条に基づく介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」による

##### ③アンケート回収状況

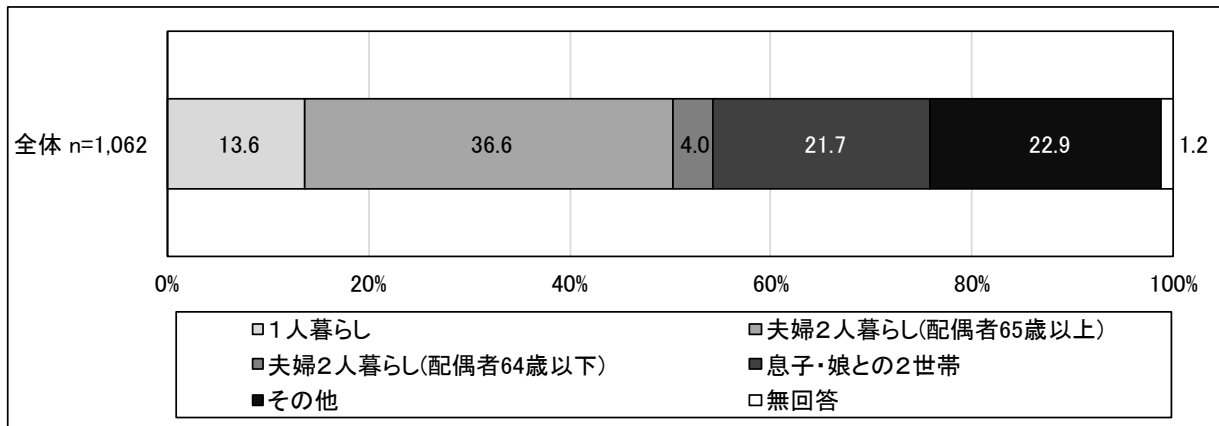
対象者数	有効回収数	有効回答率
1,500人	1,062人	70.8%

##### ④調査の実施年月

- 1) 調査手法：郵送による配布・回収
- 2) 調査期間：令和元年11月から令和元年12月

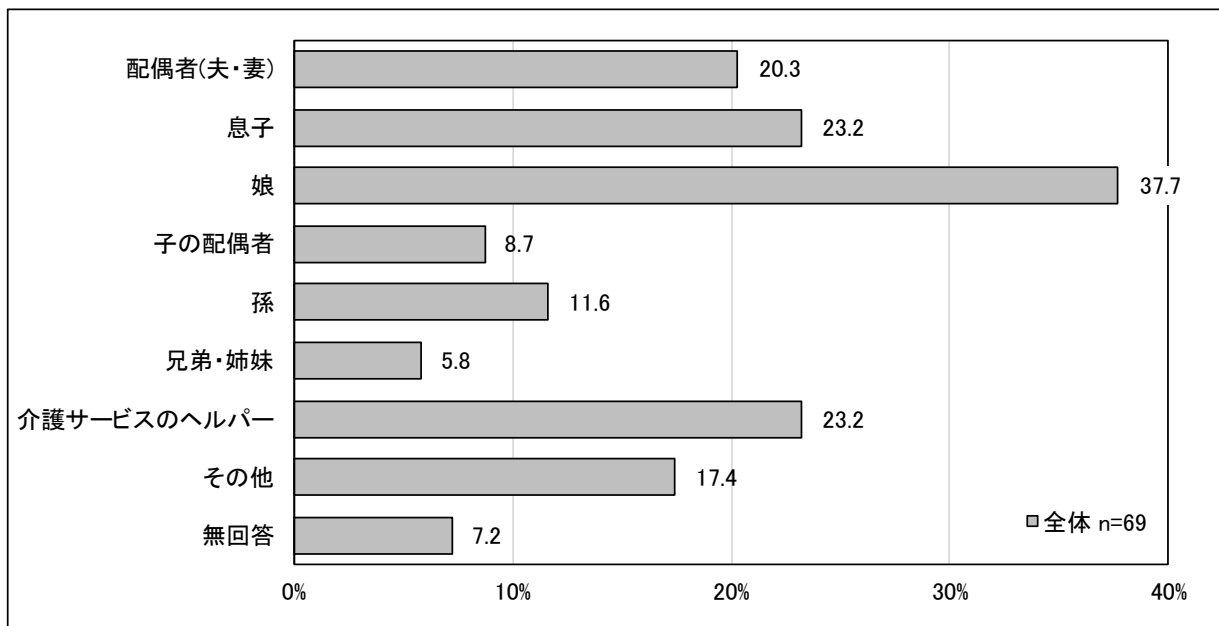
(2) 調査結果 (抜粋)

【問1 (1)】 家族構成をお教えてください。



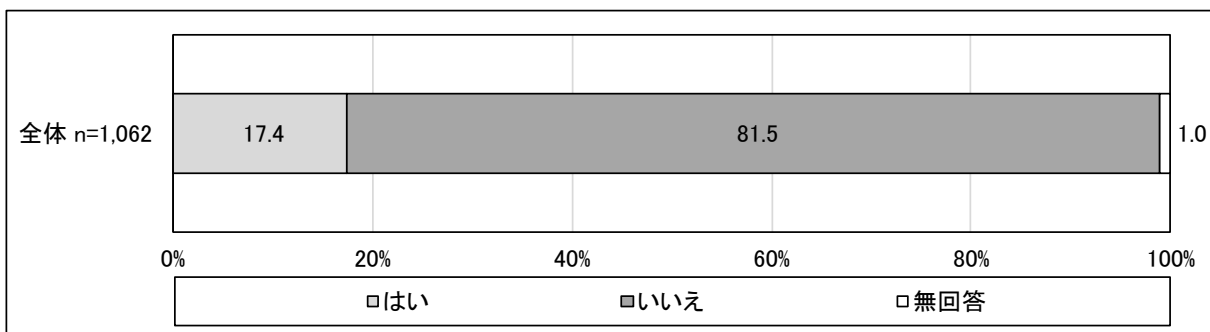
家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が36.6%で最も多く、「息子・娘との2世帯」が21.7%、「1人暮らし」が13.6%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が4.0%となっています。

【問1 (2) ②】 主にどなたの介護、介助を受けていますか。



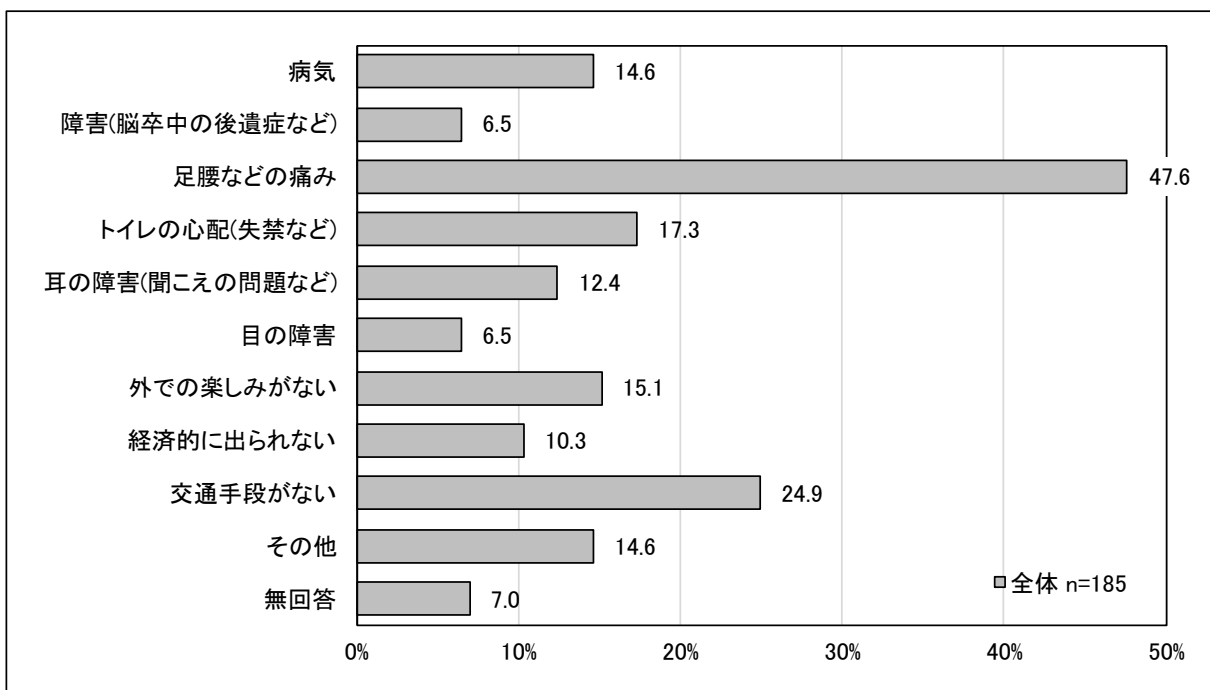
介護、介助を受けていると回答した人に、主な介護者・介助者を尋ねたところ、「娘」が37.7%で最も多く、以下、「息子」と「介護サービスのヘルパー」が同率の23.2%、「配偶者(夫・妻)」が20.3%などとなっています。

【問2(8)】外出を控えていますか。



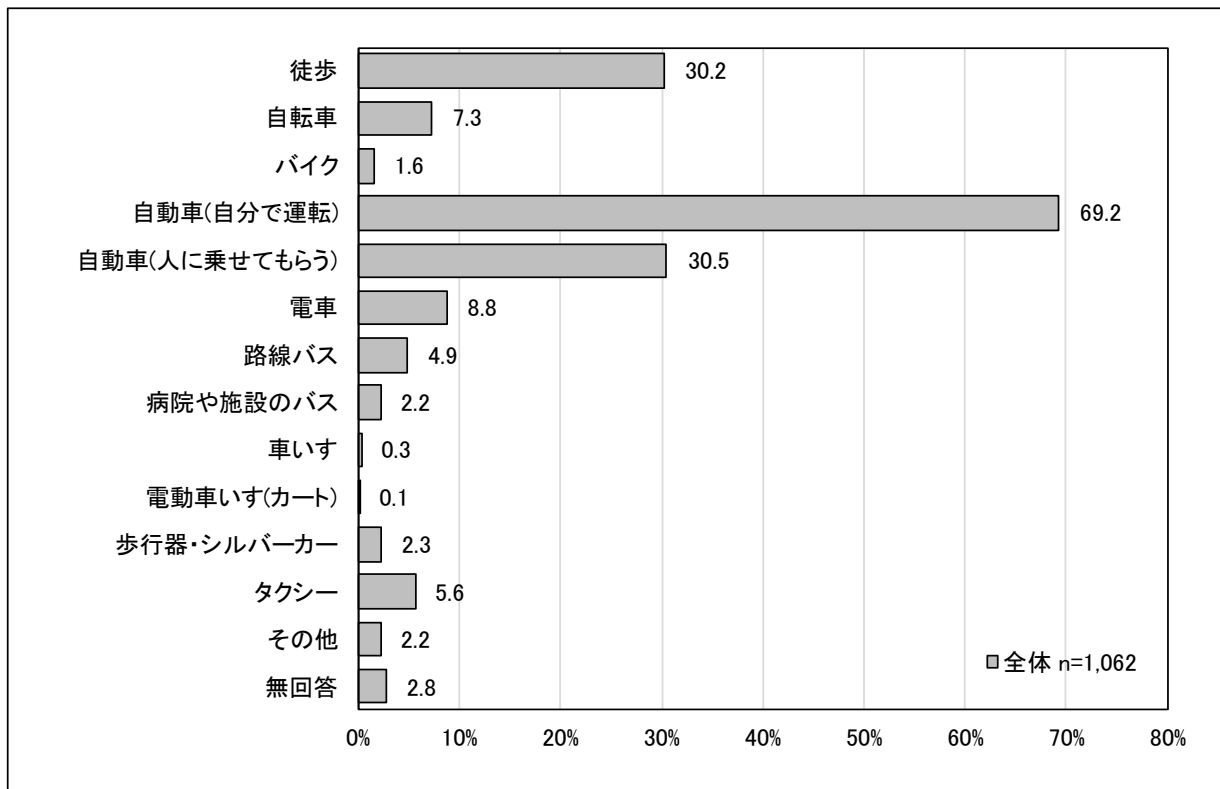
外出を控えているか尋ねたところ、17.4%が「はい」と回答しています。

【問2(8)】①外出を控えている理由は、次のどれですか。



外出を控えている人に、その理由について尋ねたところ、「足腰などの痛み」が47.6%で最も多く、以下、「交通手段がない」が24.9%、「トイレの心配(失禁など)」が17.3%、「外での楽しみがない」が15.1%、「病気」が14.6%などとなっています。

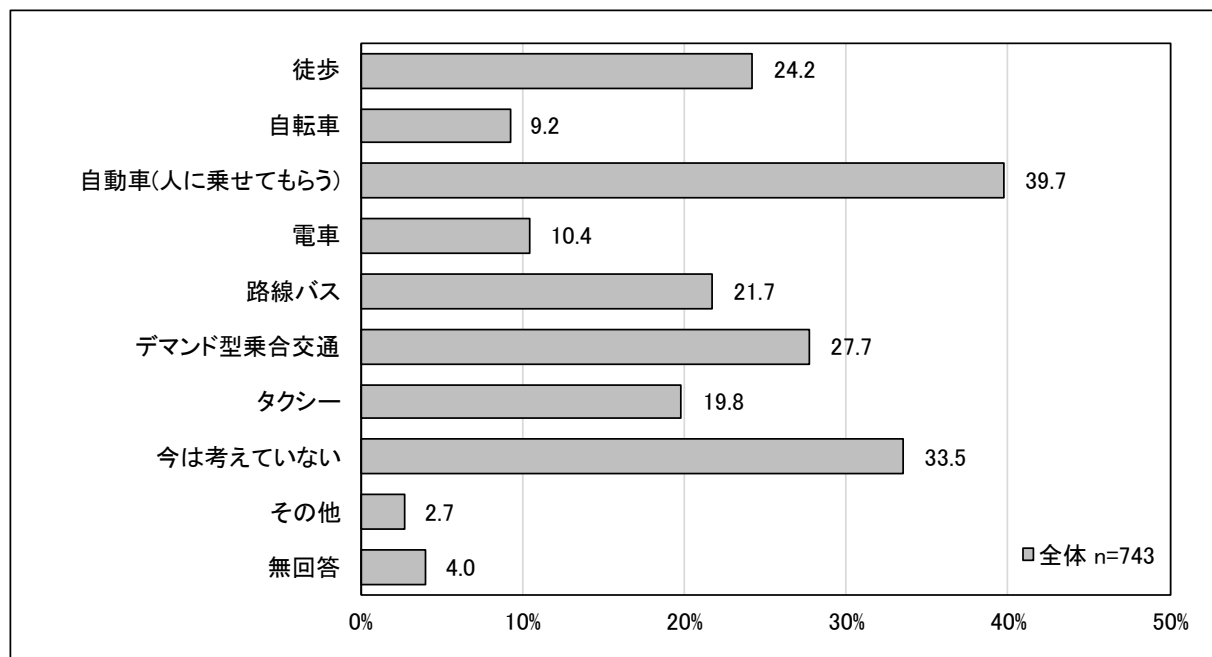
## 【問2（9）】外出する際の移動手段は何ですか。



外出する際の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が69.2%で最も多く、以下、「自動車（人に乗せてもらう）」が30.5%、「徒歩」が30.2%、「電車」が8.8%、「自転車」が7.3%などとなっています。



【問2（9）①】自分でバイク又は自動車の運転が出来なくなった場合の移動手段は何を考  
えていますか。



自分でバイク又は自動車の運転が出来なくなった場合の移動手段について尋ねたところ、「自動車（人に乗せてもらう）」が39.7%で最も多く、以下、「今は考えていない」が33.5%、「デマンド型乗合交通」が27.7%、「徒歩」が24.2%、「路線バス」が21.7%などとなっています。

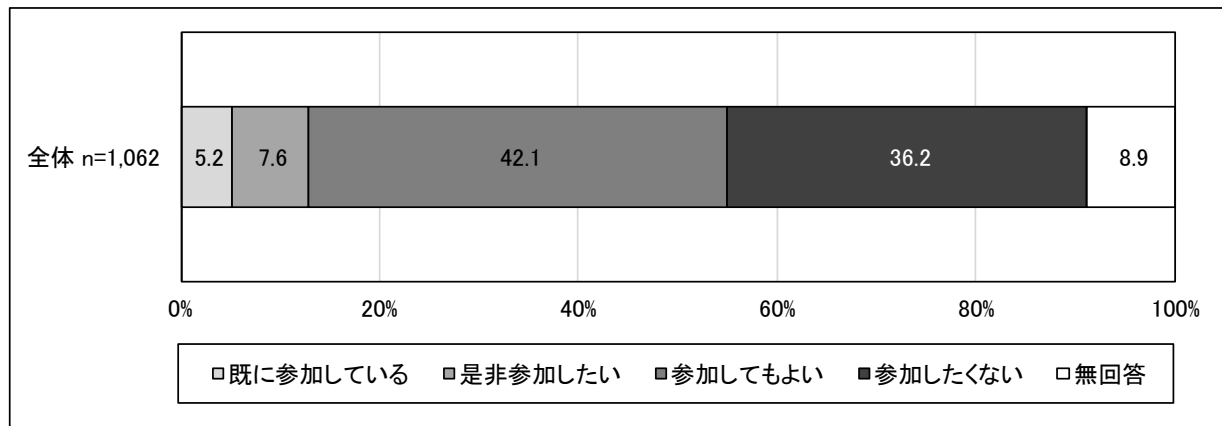
【問5（1）】会やグループへの参加状況

地域活動 n=1,062	定期的に参加 (月1回以上)	参加していない
①ボランティアのグループ	6.4%	56.1%
②スポーツ関係のグループやクラブ	15.0%	50.8%
③趣味関係のグループ	17.5%	46.0%
④学習・教養サークル	5.2%	54.3%
⑤介護予防のための通いの場	5.2%	59.1%
⑥シニアクラブ	3.9%	58.8%
⑦町内会・自治会	4.6%	41.9%
⑧収入のある仕事	21.2%	45.9%

会やグループへの参加状況について、定期的に参加（月1回以上）は、「⑧収入のある仕事」が21.2%と最も多く、以下、「③趣味関係のグループ」が17.5%、「②スポーツ関係のグループやクラブ」が15.0%などとなっています。

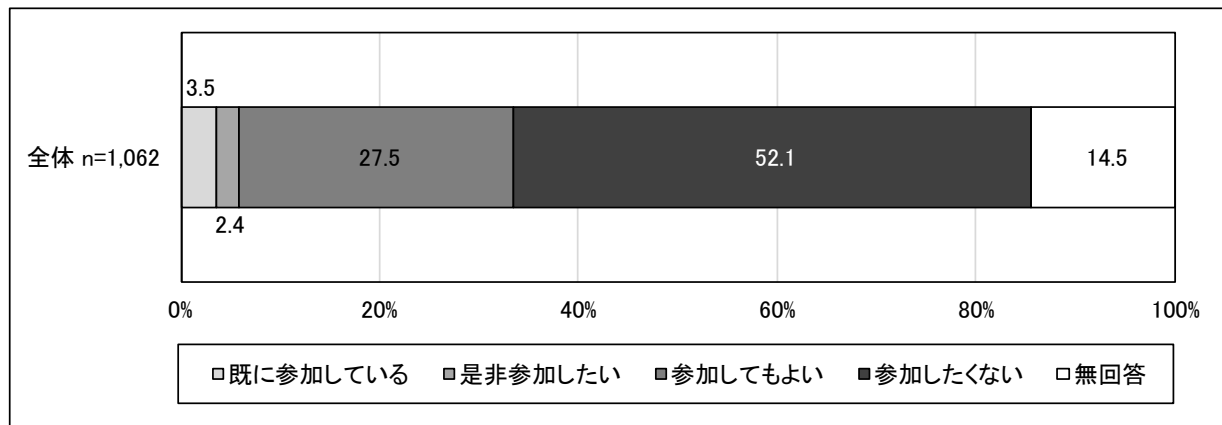
なお、すべての会やグループにおいて、「参加していない」が最も多くなっています。

【問5(2)】地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



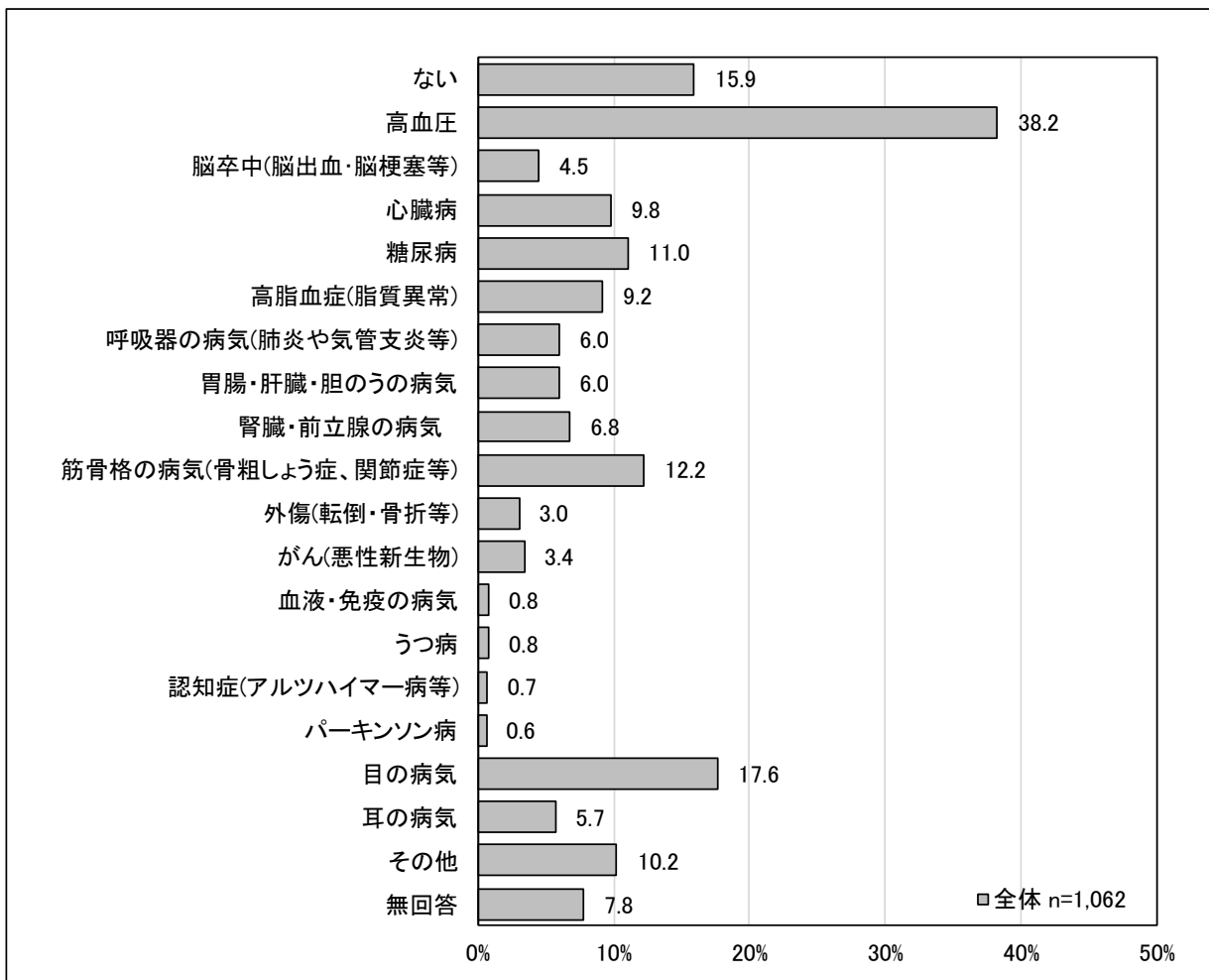
地域住民による活動に参加者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加してもよい」が42.1%で最も多く、以下、「参加したくない」が36.2%、「是非参加したい」が7.6%、「既に参加している」が5.2%となっています。

【問5(3)】地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。



地域住民による活動に企画・運営者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加したくない」が52.1%で最も多く、以下、「参加してもよい」が27.5%、「既に参加している」が3.5%、「是非参加したい」が2.4%となっています。

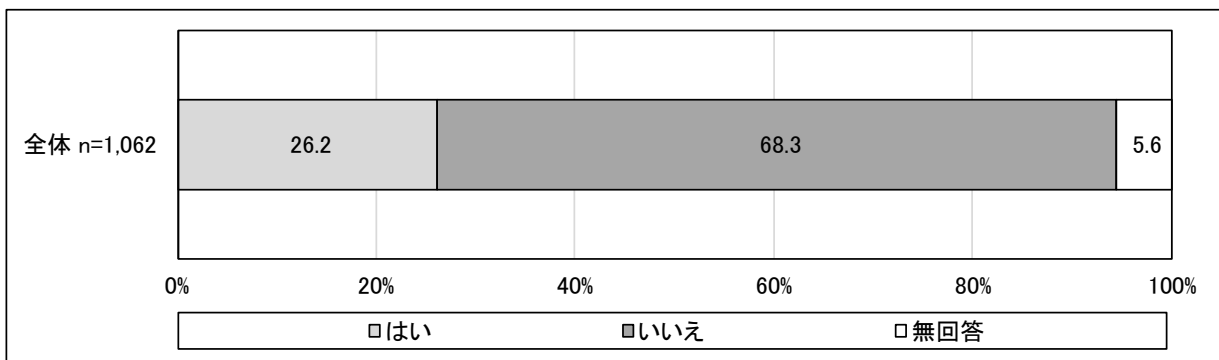
【問7（7）】現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。



現在治療中もしくは後遺症のある病気は、「高血圧」が38.2%で最も多く、以下、「目の病気」が17.6%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が12.2%、「糖尿病」が11.0%、「心臓病」が9.8%などとなっています。

なお、15.9%は「ない」と回答しています。

【問8（2）】認知症に関する相談窓口を知っていますか。



認知症に関する相談窓口の認知度を尋ねたところ、「はい」が26.2%となっています。

### (3) 調査結果の分析

#### ① リスク判定結果について

		運動器	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	IADL	うつ傾向	知的能動性	社会的役割
全体		15.0	32.7	20.2	1.0	23.0	47.2	6.8	36.7	20.2	24.8
性別	男性	9.6	29.2	16.1	1.3	23.9	44.1	4.8	35.3	19.3	27.5
	女性	19.5	35.7	23.6	0.8	22.2	49.7	8.5	37.9	20.9	22.5
男性×年齢別	65～69歳	3.7	24.3	10.1	1.6	19.4	34.6	0.0	30.4	12.8	22.4
	70～74歳	3.7	24.1	13.0	0.0	20.7	42.4	0.0	40.4	18.5	25.4
	75～79歳	8.8	26.0	13.6	1.0	22.3	48.0	6.1	37.4	18.2	26.3
	80～84歳	21.2	44.4	22.6	0.0	29.6	56.9	3.8	31.4	22.6	31.9
	85歳以上	34.1	48.9	41.3	7.3	44.4	55.8	30.4	34.1	38.3	47.7
女性×年齢別	65～69歳	7.7	28.2	15.5	0.0	14.8	40.1	1.3	39.5	14.2	18.2
	70～74歳	7.9	32.6	16.2	0.0	14.9	41.3	1.4	32.4	6.6	13.3
	75～79歳	15.3	34.8	19.8	2.9	24.1	57.1	2.7	35.5	15.7	14.5
	80～84歳	33.3	40.8	25.3	0.0	29.5	57.3	9.6	42.5	36.0	24.3
	85歳以上	55.6	51.8	54.1	1.4	39.0	66.3	41.0	43.8	51.3	55.7
圏域別	高原地域	13.7	30.6	15.9	1.8	20.2	45.0	5.9	35.6	16.9	27.5
	那須地域	13.1	31.4	19.3	0.6	23.1	50.0	6.1	40.7	19.8	24.8
	芦野・伊王野地域	18.5	36.4	25.7	0.6	25.9	46.6	8.6	33.7	24.2	21.6

※全体より高いものに色付けしています。(単位：%)

「運動器\*」の機能低下のある人の割合は15.0%、「転倒」リスクのある人は32.7%、「閉じこもり」リスクのある人は20.2%、「低栄養」リスクのある人は1.0%、「口腔機能」の低下のある人は23.0%、「認知機能」の低下のある人は47.2%、「IADL\*」の低下のリスクのある人は6.8%、「うつ傾向」のある人は36.7%、「知的能動性\*」の低下のリスクのある人は20.2%、「社会的役割」の低下のある人は24.8%となっています。

運動活動の関係のリスクに比べ、「閉じこもり」「口腔機能」「認知機能」「うつ傾向」「知的能動性」「社会的役割」などのリスク該当者割合が高くなっています。「閉じこもり」リスクや「社会的役割」の低下リスクは、75歳を過ぎて増加していることから、前期高齢者のころから、地域や社会との交流の機会を継続することが重要と言え、活動支援や啓発の充実が望まれます。

「運動器」の機能低下、「転倒」「IADL」の低下は、75歳以上になってから、加齢とともに加速的にリスクが高まることから、前期高齢者のころから継続して運動機能の維持のための対策が重要です。

外出を控えている人の理由として「足腰の痛み」が最も多くなっており、運動機能の低下が、社会参加の機会を減らしている状況も考えられます。

「口腔機能」の低下は、後期高齢者になってから増加する傾向がうかがえます。「口腔機能」は、楽しく食事ができるなどの生活の質に大きく関わり、幸福度との関係性も高いことから、「口腔機能」に関わる啓発や機能強化対策などの充実が望まれます。

圏域別でみると、高原地域では、「低栄養」「社会的役割」の2項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。那須地域では、「口腔機能」「認知機能」「うつ傾向」の3項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。芦野・伊王野地域では、「運動器」「転倒」「閉じこもり」「口腔機能」「IADL」「知的能動性」の6項目について、リスク該当者割合が町全体の平均よりも高くなっています。

こうしたことから介護が必要となる前の高齢早期に機能低下を自覚し改善するための啓発を行うとともに、運動器機能向上を図るための教室事業につなげていく必要があります。また、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

## ②家族構成について

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が36.6%で最も多く、「息子・娘との2世帯」が21.7%、「1人暮らし」が13.6%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が4.0%となっています。

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」や「1人暮らし」などの高齢者のみの世帯に対しては、緊急時や災害時の支援・援助、声かけなど、地域の支え合いや見守り活動などが重要となります。

## ③介護・介助について

主な介護者については、配偶者や親族が多く占めています。

高齢化がさらに進展していく中、老老介護世帯の増加が見込まれることから、介護者の負担軽減や生活を支えるためのサービスの一層の充実が必要になります。

## ④高齢者の外出について

外出を控えている方は17.4%と、控えていない方(81.5%)に対して低い割合となっています。また、外出を控えている理由として最も多い回答が「足腰などの痛み」(47.6%)となっています。

今後、老化や怪我などが原因で身体機能が低下することにより、外出を控える方、いわゆる閉じこもりの方が増加することが考えられるため、若年期からの健康づくりや介護

予防の意識向上の働きかけ、介護予防教室事業等への参加の促進などが重要となっています。

また、自分でバイク又は自動車の運転が出来なくなった場合の移動手段については、「自動車（人に乗せてもらう）」が39.7%で最も多く、以下、「今は考えていない」が33.5%、「デマンド型乗合交通」が27.7%、「徒歩」が24.2%、「路線バス」が21.7%などとなっています。

食料品など日常の買い物や、通院といった移動が困難な状況になる前から既存の移動手段をより使いやすくするような方法の検討や支援の周知・充実が必要です。また、生活支援体制整備協議会や地域ケア個別会議の場で外出支援の検討を行っています。

### ⑤地域での活動について

会やグループへの参加状況では、特に「（ふれあいルーム\*やサロン\*など）介護予防のための通いの場」「シニアクラブ」への参加率が低い傾向がありますが、すべての会やグループにおいて、「参加していない」という方の割合が最も高くなっているのが現状です。今後、介護予防や地域からの孤立化防止という観点からも対策の必要性があると考えられます。ふれあいルームの活動は全18地区社会福祉協議会で開催され、介護予防や自主活動への取組は活発となっています。

地域住民による活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が2.4%、「参加してもよい」が27.5%と、参加意向は約3割となっています。一方、52.1%は「参加したくない」と回答しています。

地域住民による交流の場として、介護予防・日常生活支援総合事業のサロンやふれあいルーム、地域の自主活動の場を活用し、それに伴う企画運営などに携わる担い手の育成を重点的に取り組んでいく必要があります。

また、地域住民による活動に参加者として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が7.6%、「参加してもよい」が42.1%と、参加意向は約5割となっています。一方、36.2%は「参加したくない」と回答しています。

経験豊かな高齢者をあらたな生活支援サービスの担い手として育成し、地域社会で活躍できる仕組みを検討していくことが必要です。

### ⑥認知症の相談窓口について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかを尋ねたところ、「はい」が10.4%となっています。一方で、認知症に関する相談窓口の認知度を尋ねたところ、「はい」が26.2%となっています。認知症予防・重度化防止のため、認知症の相談窓口の周知・啓発や初期対応に対する支援を充実していく必要があります。

## 2. 在宅介護実態調査結果

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画策定に向け、ここでは主に「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」のために必要となる介護サービスを把握・分析するため、在宅で生活している要支援・要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

#### ②調査対象

調査対象
在宅で生活している要介護(支援)認定者のうち、要介護(支援)認定の更新申請・区分変更申請をし、平成31年1月から令和元年11月までに認定調査を受けた方

#### ③アンケート回収状況

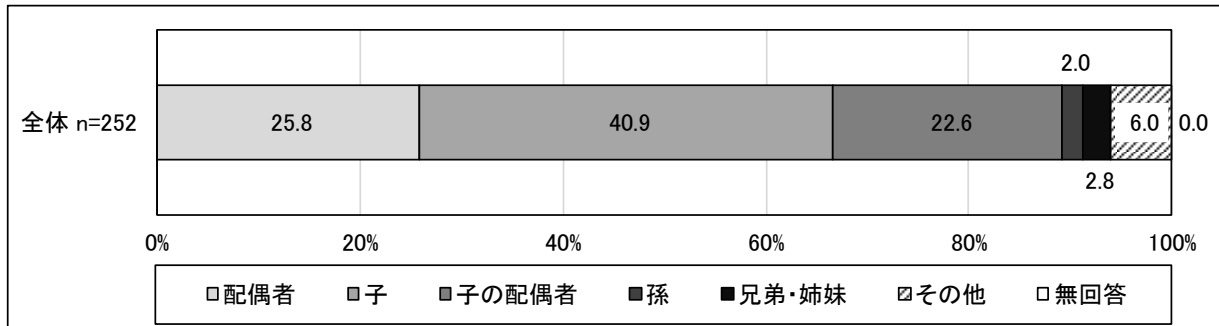
対象者数	有効回収数	有効回答率
505人	314人	62.2%

#### ④調査の実施年月

- 1) 調査手法：郵送による配布・回収
- 2) 調査期間：令和元年11月から令和元年12月

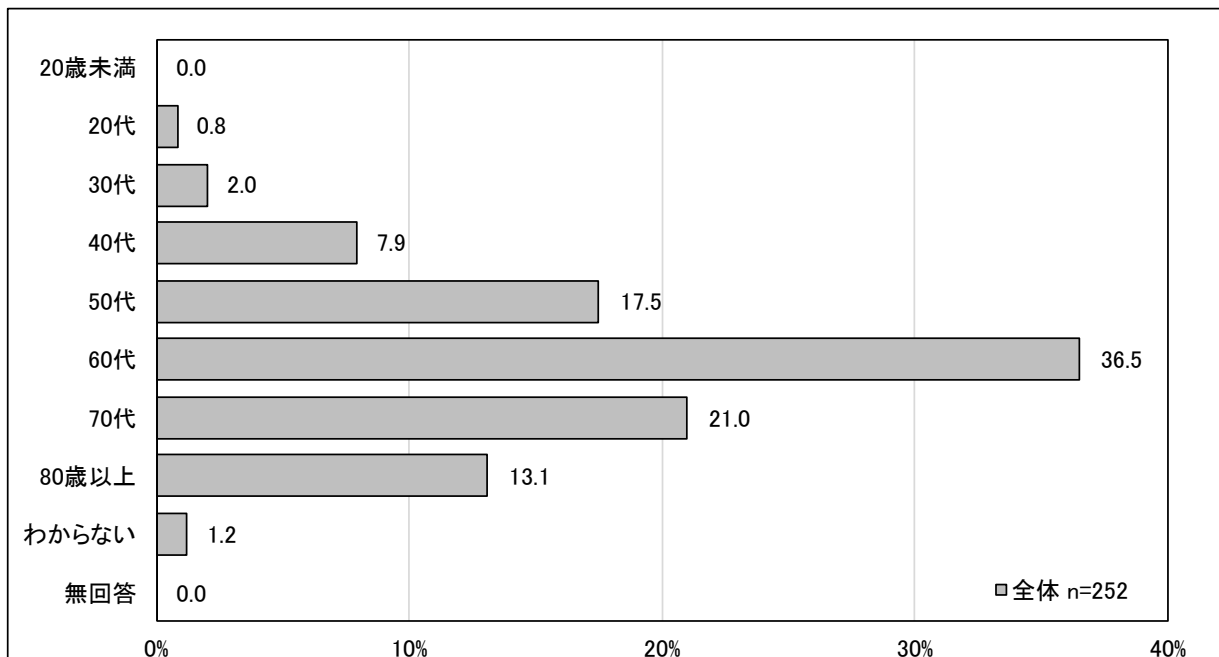
(2) 調査結果 (抜粋)

【A票\_問3】 主な介護者の方は、どなたですか。



主な介護者を尋ねたところ、「子」が40.9%で最も多く、以下、「配偶者」が25.8%、「子の配偶者」が22.6%、「兄弟・姉妹」が2.8%などとなっています。

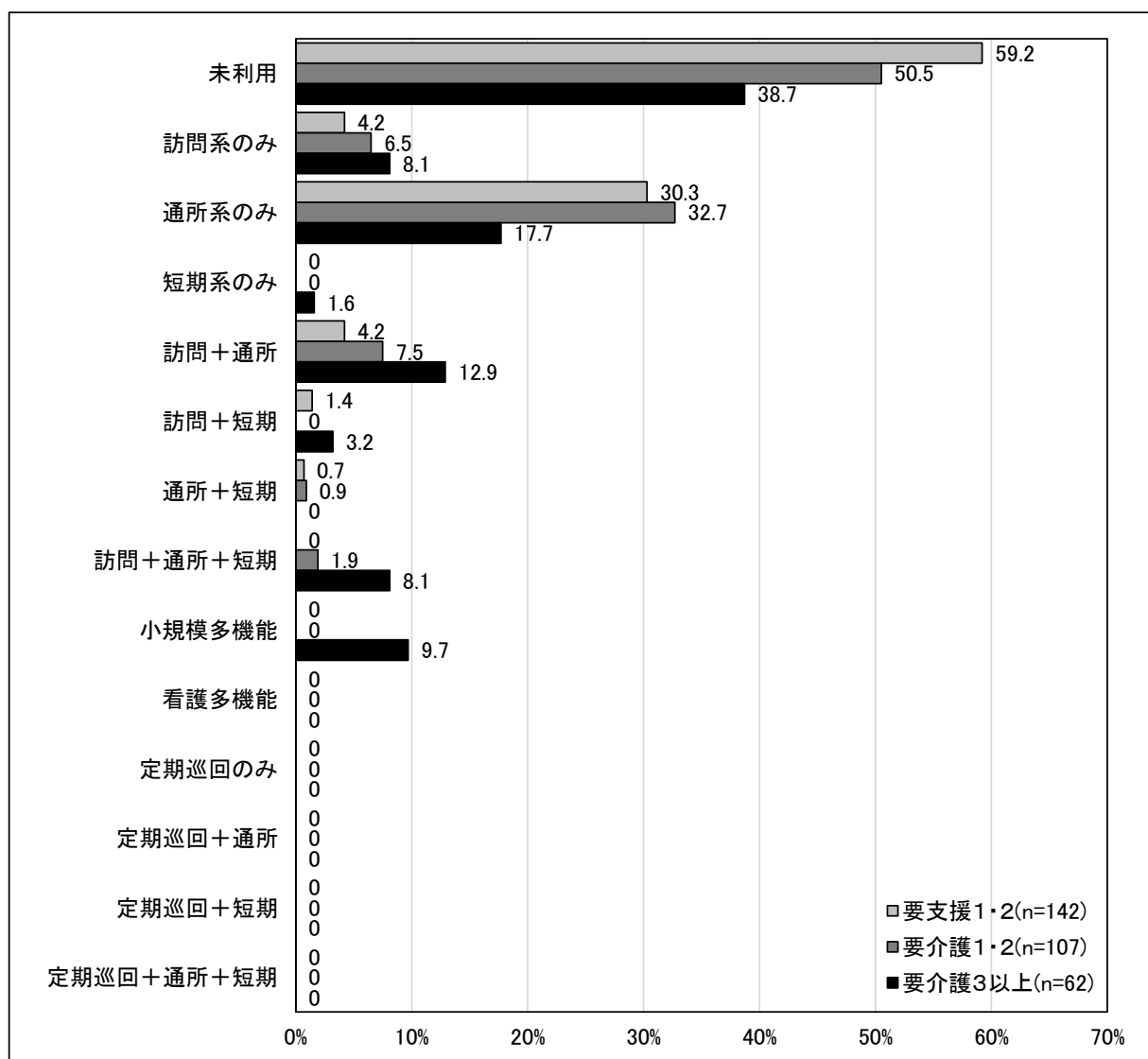
【A票\_問5】 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。



主な介護者の年齢については、「60代」が36.5%で最も多く、以下、「70代」が21.0%、「50代」が17.5%、「80歳以上」が13.1%、「40代」が7.9%などとなっています。



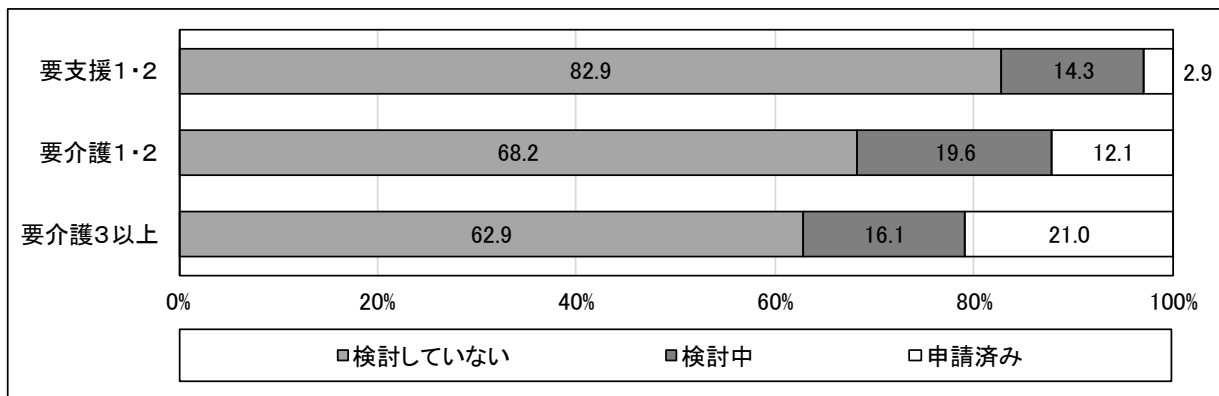
【要介護度別・サービス利用の組み合わせ】



介護保険サービスの組み合わせを要介護度別で見ると、要支援1・2では「未利用」が59.2%と最も多く、次いで「通所系のみ」が30.3%、「訪問系のみ」と「訪問+通所」が4.2%と並んでいます。要介護1・2では、「未利用」が50.5%と最も多く、次いで「通所系のみ」が32.7%、「訪問+通所」が7.5%となっています。要介護3以上では、「未利用」が38.7%と最も多く、次いで「通所系のみ」が17.7%、「訪問+通所」が12.9%となっています。

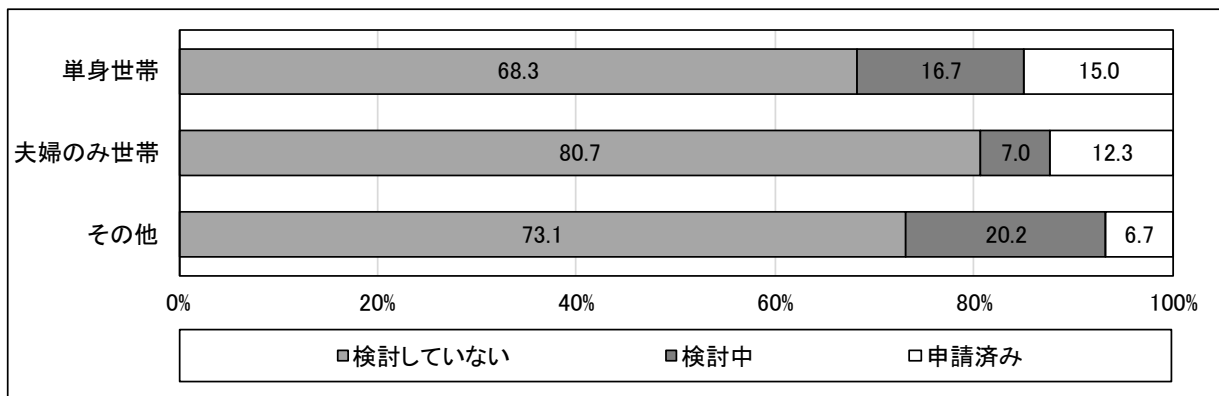
また、要介護度の重度化に伴い、「短期系のみ」「訪問+通所」「訪問+短期」「訪問+通所+短期」「小規模多機能」の利用割合が増加する傾向となっています。

【要介護度別・施設等検討の状況】



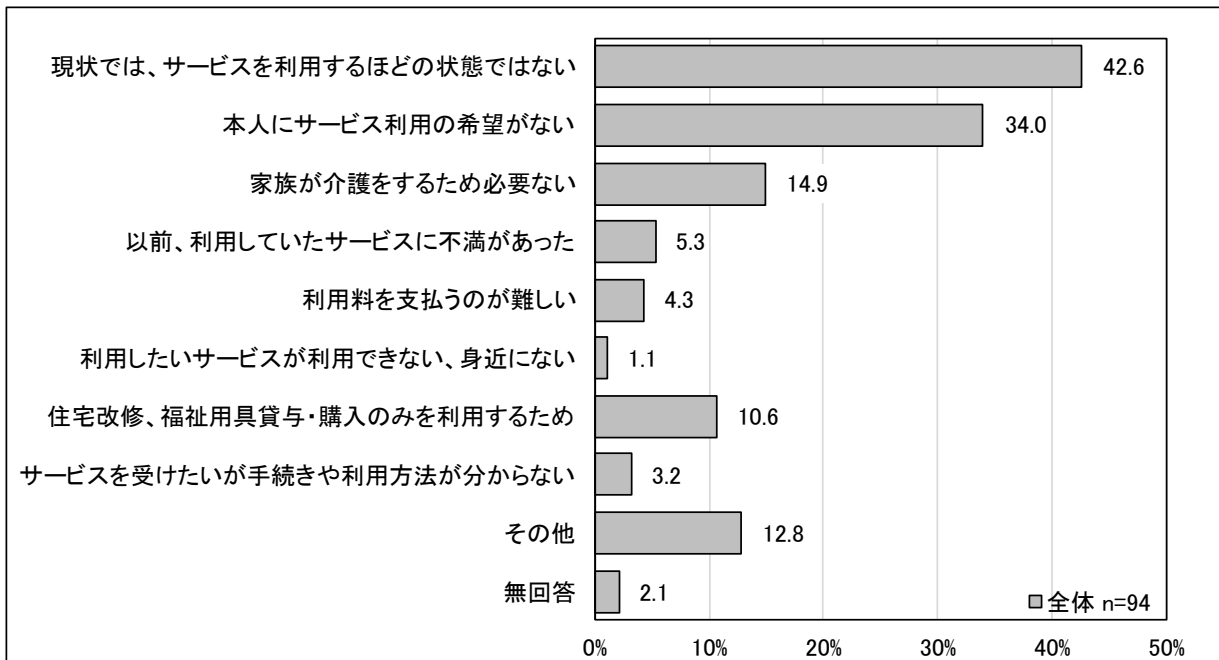
施設等検討の状況を要介護度別で見ると、重度になるにつれ「検討していない」と回答する割合が減少しており、一方で「申請済み」と回答する割合が増加しています。

【世帯類型別・施設等検討の状況】



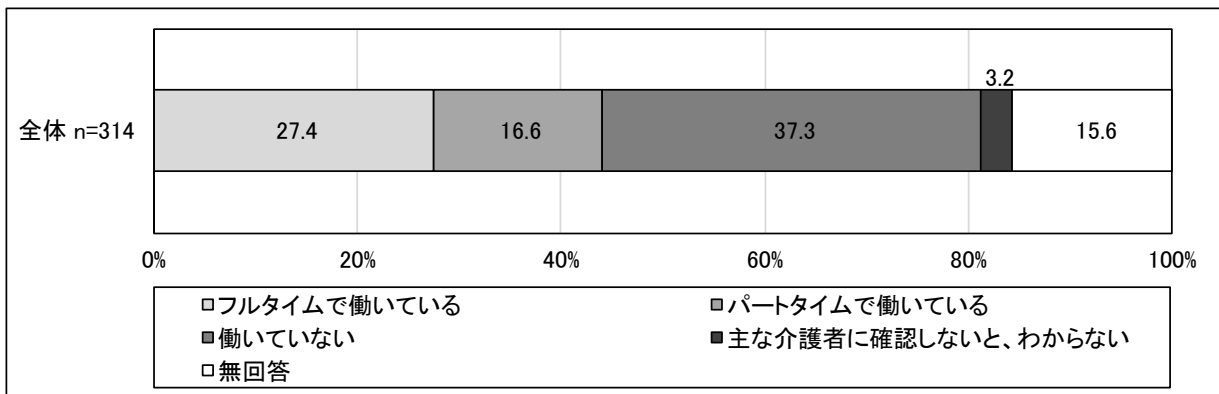
施設等検討の状況を世帯類型別で見ると、「申請済み」の割合が、単身世帯では15.0%、夫婦のみ世帯では12.3%、その他では6.7%となっています。

【A票\_問14】介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。



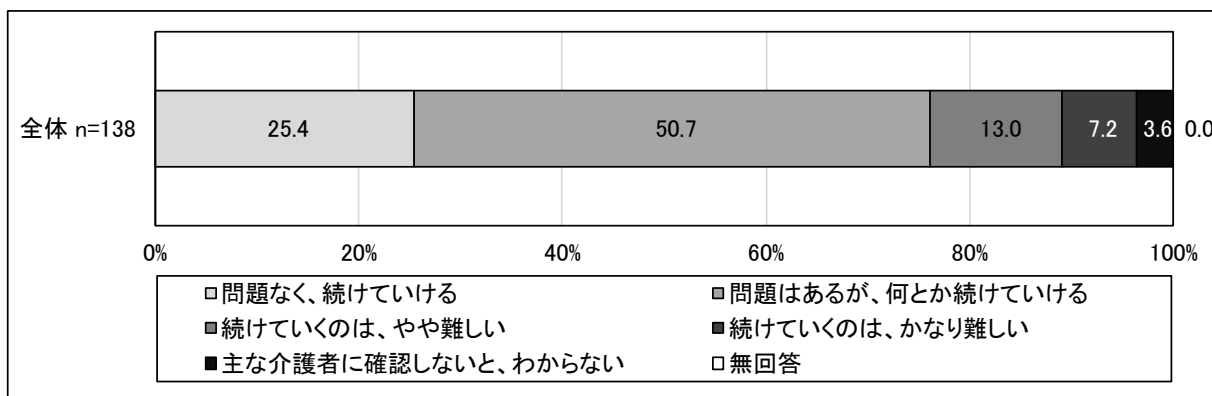
介護保険サービスを利用していない方にその理由を尋ねたところ、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が42.6%で最も多く、以下、「本人にサービス利用の希望がない」が34.0%、「家族が介護をするため必要ない」が14.9%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」が10.6%などとなっています。

【B票\_問1】主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



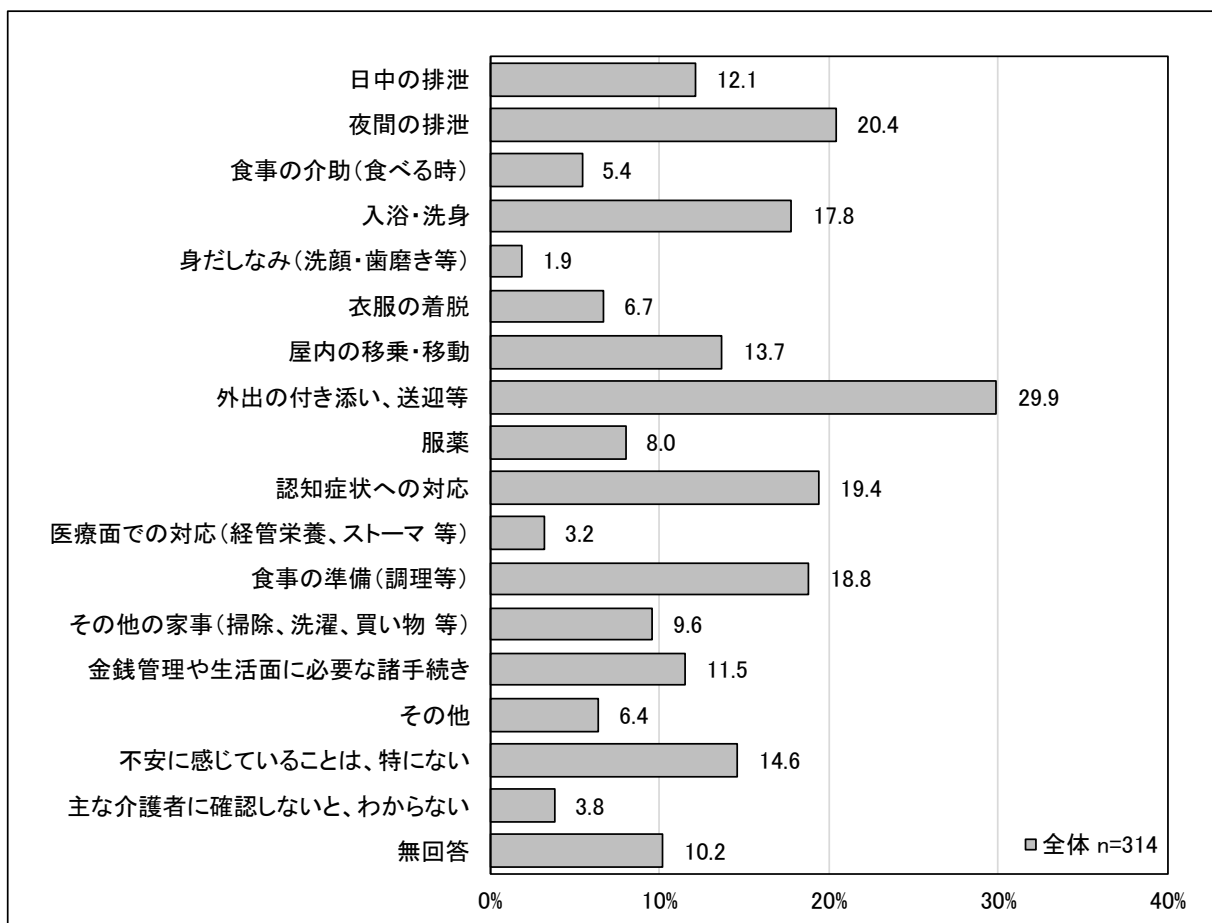
主な介護者の現在の勤務形態については、「働いていない」が37.3%で最も多く、以下、「フルタイムで働いている」が27.4%、「パートタイムで働いている」が16.6%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が3.2%となっています。

【B票\_問4】 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。



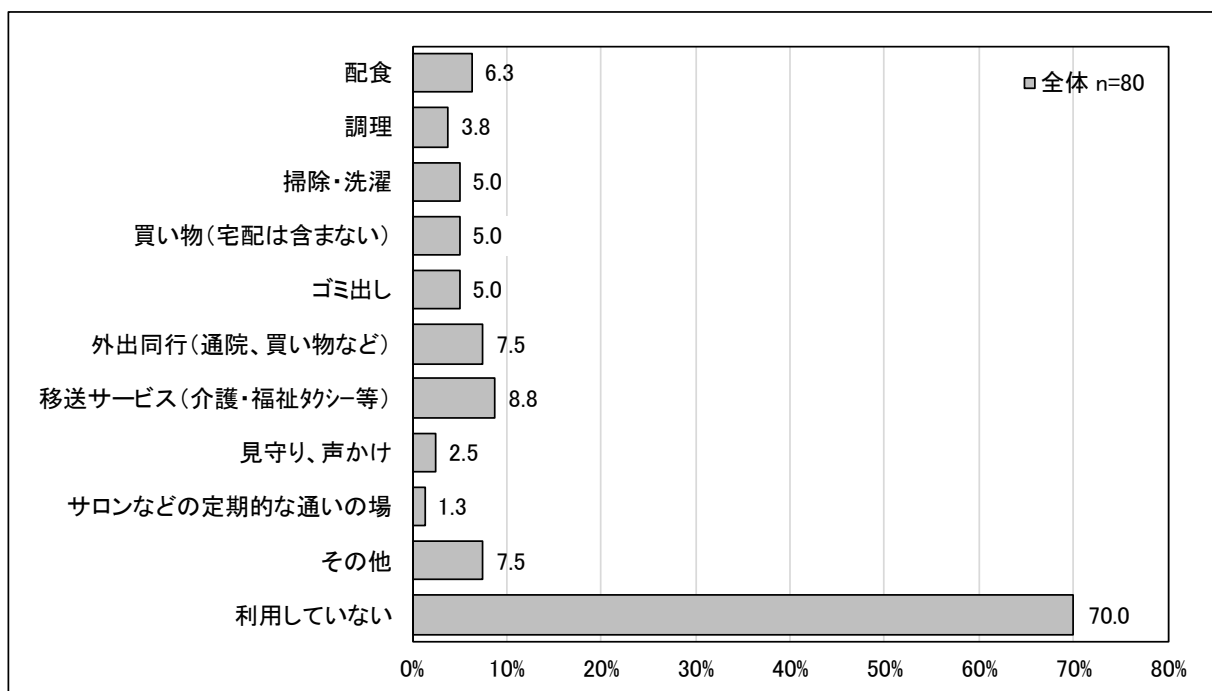
今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.7%で最も多く、以下、「問題なく、続けていける」が25.4%、「続けていくのは、やや難しい」が13.0%、「続けていくのは、かなり難しい」が7.2%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が3.6%などとなっています。

【B票\_問5】 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。



主な介護者が不安に感じている介護等について尋ねたところ、「外出の付き添い、送迎等」が29.9%で最も多く、以下、「夜間の排泄」が20.4%、「認知症状への対応」が19.4%、「食事の準備(調理等)」が18.8%、「入浴・洗身」が17.8%などとなっています。

【保険外の支援・サービスの利用状況】



保険外の支援・サービスの利用状況について、「利用していない」が70.0%と最も多くなっています。

実際に利用されている支援・サービスの中では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が8.8%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が7.5%、「配食」が6.3%などとなっています。

実際に利用されている支援・サービスの中では、要介護者の外出に関する支援・サービスに対する利用傾向が高いことが見受けられます。

### (3) 調査結果の分析

#### ① 主な介護者の実態

主な介護者を尋ねたところ、「子」が40.9%で最も多く、以下、「配偶者」が25.8%、「子の配偶者」が22.6%と親族が介護している傾向がうかがえます。また、主な介護者の年齢は、「60歳以上」が7割以上と、高齢化に伴い高齢者が高齢者を介護する老老介護の現状がうかがえます。

#### ② 主な介護者が不安に感じる介護について

主な介護者が不安に感じている介護等について尋ねたところ、「外出の付き添い、送迎等」が29.9%で最も多く、以下、「夜間の排泄」が20.4%、「認知症状への対応」が19.4%、「食事の準備（調理等）」が18.8%、「入浴・洗身」が17.8%などとなっています。

要介護3以上では、「夜間の排せつ」「認知症状への対応」「食事の準備（調理等）」について、主な介護者の不安が大きくなっています。

家族介護者の「認知症状への対応」への不安に対しては、今後も認知症に対する普及啓発等を推進していく必要があります。

#### ③ 主な介護者の仕事と介護の継続について

今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.7%で最も多く、以下、「問題なく、続けていける」が25.4%、「続けていくのは、やや難しい」が13.0%、「続けていくのは、かなり難しい」が7.2%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が3.6%などとなっています。

介護者が仕事と介護を両立できるか否かは、要介護者の在宅生活の継続に関わる大きな要素です。就労継続が困難と考えている人はもとより、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した就労中の介護者をいかに支援するかが課題と考えられます。

#### ④介護保険サービスの利用について

##### 1) 介護保険サービスの組み合わせ利用

介護サービスの利用状況では、「通所系のみ」の利用が約3割となっています。

しかし、要介護度が重度となるにつれて、必要に応じて「訪問系を含む組み合わせ利用」を推進することにより、介護者の不安や負担を軽減させる効果が期待できることから、ケアプラン\*点検支援等により、必要に応じた組み合わせ利用の促進等に取り組むことが重要といえます。

##### 2) 施設等検討

施設等の需要については、単身世帯及び重度の要介護認定者において、需要が高くなっています。

##### 3) 介護保険サービス未利用の理由

介護保険サービスの未利用の理由について、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が最も多いですが、「利用料を支払うのが難しい」「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」といった回答も少数ですが存在しています。

介護を必要とする多くの高齢者に介護保険サービスが行き渡るよう、要介護者の負担能力に応じたケアマネジメントやケアプラン点検支援の実施、相談窓口の役割を担う地域包括支援センターをはじめ、介護保険サービスの利用に関する一層の周知活動といった介護保険サービスに関する情報提供等を、引き続き実施していくことが重要であると考えられます。

#### ⑤保険外の支援・サービス利用について

保険外の支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院・買い物など）」といった要介護者の外出に関する支援・サービスに関して、実際の利用及び需要が多くなっています。

既存サービスの活用や、新たな移送サービスの導入等の検討が重要であると考えられます。

## 第3章 第7期事業計画の達成状況及び評価

### 第1節 介護保険サービスの利用実績

#### 1. 介護予防（要支援1・2）サービス量について

サービス区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
訪問入浴介護	回数	4	0	4	0	4	0
訪問看護	回数	191	224	191	233	196	341
訪問リハビリテーション	回数	0	68	0	72	0	75
居宅療養管理指導	人数	10	9	11	9	12	12
通所リハビリテーション	人数	26	22	28	42	30	61
短期入所生活介護	日数	45	46	48	52	51	63
短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	96	108	102	117	108	122
特定福祉用具購入費	人数	6	3	6	3	6	4
住宅改修	人数	4	5	5	4	5	5
特定施設入居者生活介護	人数	3	5	3	5	3	10
介護予防支援	人数	282	148	293	167	312	183
認知症対応型通所介護	回数	23	27	23	11	23	5
小規模多機能型居宅介護	人数	3	2	3	3	3	11
認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0

資料：町資料（令和2年10月1日現在）※1か月あたりのサービス量

#### <評価>

要支援認定者の増加に伴い、介護予防サービスの利用も増加しています。

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションはともに実績値が計画値よりも高くなっており、リハビリテーションの利用希望が高まっています。

福祉用具貸与については、実績値が計画値よりも高くなっています。

特定福祉用具購入費については、実績値が計画値よりも低くなっています。

住宅改修については、概ね計画値通りとなっています。

介護予防支援については、実績値は増加傾向にあるものの、計画値よりも低くなっています。

認知症対応型通所介護については、平成30年度は実績値が計画値よりも高くなっていますが、以降は減少傾向に転じています。



## 2. 居宅（要介護1～5）サービス量について

サービス区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
訪問介護	回数	2,185	2,007	2,325	2,592	2,435	2,931
訪問入浴介護	回数	73	67	75	77	68	72
訪問看護	回数	826	1,092	869	1,110	922	1,103
訪問リハビリテーション	回数	100	132	95	208	90	307
居宅療養管理指導	人数	67	60	76	71	87	75
通所介護	回数	3,108	3,239	3,191	3,383	3,265	3,123
通所リハビリテーション	回数	179	307	205	378	207	506
短期入所生活介護	日数	2,109	1,785	2,156	1,754	2,262	1,637
短期入所療養介護(老健)	日数	0	1	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	-	0	-	0	-	0
福祉用具貸与	人数	351	346	373	361	406	376
特定福祉用具購入費	人数	9	6	9	7	9	7
住宅改修	人数	6	4	6	5	6	4
特定施設入居者生活介護	人数	17	20	18	22	21	24
居宅介護支援	人数	649	591	657	602	678	601

資料：町資料（令和2年10月1日現在）※1か月あたりのサービス量

### <評価>

訪問介護、訪問リハビリテーションよりも通所介護、通所リハビリテーションのほうが、実績値が高いことから、訪問系サービスよりも、通所系サービスを利用する傾向がありますが、訪問介護、訪問リハビリテーションはともに実績値の増加が大きく、需要が高まっている傾向があります。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護については、実績値が計画値よりも高くなっています。

居宅療養管理指導、短期入所生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援については、実績値が計画値よりも低くなっています。

通所介護については、令和元年度までは実績値が計画値よりも高くなっていましたが、令和2年度には減少して計画値よりも低くなっています。

以上の結果より、特に訪問系のサービスで需要が高まっている傾向があります。

### 3. 地域密着型サービス量について

サービス区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	2	1	2	1	2	1
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
通所介護	回数	1,922	1,389	1,922	1,335	1,922	1,417
認知症対応型通所介護	回数	161	146	161	165	161	132
小規模多機能型居宅介護	人数	42	37	45	32	47	27
認知症対応型共同生活介護	人数	74	76	74	76	74	73
特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	19	19	19	19	48	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0

資料：町資料（令和2年10月1日現在）※1か月あたりのサービス量

#### <評価>

認知症対応型共同生活介護については、概ね計画値通りの利用となっておりますが、その他のサービスについては、計画値より実績値が低くなっています。

### 4. 施設サービス量について

サービス区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
介護老人福祉施設	人数	175	181	183	182	183	187
介護老人保健施設	人数	70	57	70	67	70	67
介護医療院	人数	0	0	0	1	0	0
介護療養型医療施設	人数	4	7	4	9	4	9

資料：町資料（令和2年10月1日現在）※1か月あたりのサービス量

#### <評価>

介護老人福祉施設、介護療養型医療施設については、計画値より実績値が高くなっています。

介護老人保健施設については、増加傾向にあるものの、実績値は計画値よりも低くなっています。

### 5. 特別給付費サービス量について

サービス区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
紙おむつ費	人数	235	208	240	216	245	235
訪問理美容費	人数	50	29	50	29	50	30

資料：町資料（令和2年7月1日現在）※年間のサービス量（年度末登録人数）

#### <評価>

紙おむつ費、訪問理美容費については、計画値より実績値が低くなっています。

## 第4章 現状のまとめ及び第7期計画の検証

### 第1節 現状のまとめ

#### 1. 人口、要介護認定者数

総人口は減少傾向ですが、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率が上昇しています。今後も高齢者数の増加とその割合の増加が見込まれます。（参考P5）

要介護認定者数については、増加傾向にありますが、高齢者（第1号被保険者）の認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。（参考P5）

今後、後期高齢者人口の増加が見込まれ、それに伴い要介護認定者の増加も考えられることから、地域支援事業及び介護保険事業をより一層充実させることが重要です。

#### 2. 高齢者の現状

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におけるリスク判定結果より、後期高齢者になってから各種リスクが増加する傾向がみられます。

健康寿命\*延伸のためにも、高齢早期からの健康づくりや介護予防の意識向上の働きかけ、介護予防教室事業等への参加の促進などが重要となっています。また、総合相談につながるるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

高齢者の家族構成では、高齢者のみの世帯が半数を超えており、緊急時や災害時の支援・援助、声かけなど、地域の支え合いや見守り活動などが重要となります。

介護の現状では、老老介護が行われている割合が多く、また、仕事を継続しながら介護に取り組んでいる方が4割以上を占めています。介護者の負担軽減や生活を支えるためのサービスの一層の充実が重要となります。

また、要介護度3以上の介護者では、認知症状への対応に不安を感じている方が多いため、今後も継続して認知症に対する普及啓発等を推進していく必要があります。

介護を必要とする多くの高齢者に介護保険サービスが行き渡るよう、要介護者の負担能力に応じたケアマネジメントやケアプラン点検支援の実施、相談窓口の役割を担う地域包括支援センターをはじめ、介護保険サービスの利用に関する一層の周知活動といった介護保険サービスの情報提供等を引き続き実施していくことが重要となります。

また、保険外の支援・サービス利用については、移送サービスや外出同行の利用及び需要が多くなっているため、既存サービスの活用や新たなサービスの導入等の検討も必要となります。

## 第2節 第7期計画の検証

本計画の第2章から第3章に記載した町の現状や第7期計画の達成状況などから、第7期計画で掲げた3つの基本目標ごとに、現状の取組や課題を整理し、第8期計画の施策に向けた方向性を示します。

### 1. いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす

#### (1) 生きがいづくり

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
シニアクラブの支援	会員人数	900	853	900	836	900	732
シルバー人材センターの支援	登録人数	220	205	225	206	230	206
ボランティア養成講座の開催	開催回数	延20	延18	延22	延23	延24	延25
	参加者数	延300	延210	延340	延236	延350	延200
ふれあいルームの支援	設置数	15	17	17	21	18	21
ふれあい工房等の支援	利用人数	70	70	72	80	74	90

#### <評価>

シニアクラブやシルバー人材センター等の加入者数は公務や民間の定年延長、再雇用制度の拡充により減少傾向にあります。これは、高齢者が社会活動に積極的に参加している結果であり、今後も減少傾向になると考えられます。

ボランティア養成講座については、参加者数が計画を下回っていますが、受講者が直接地域につながるような内容へ変更し、時代に合った講座を開設しています。

ふれあいルーム、ふれあい工房\*等の活用については新型コロナウイルス感染症の影響も一部見受けられますが、安定的に活動しています。

## (2) 介護予防の推進

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
介護予防出前講座開催	開催回数	20	14	23	21	26	0
広報紙等による周知	掲載回数	2	2	2	2	2	2
介護予防サポーター養成講座の開催	サポーター数	40	29	45	26	55	26
介護予防サポーターの地域での活動	活動回数	170	193	180	152	190	0
	参加者数	3,100	3,008	3,200	2,814	3,300	0
地域での介護予防教室の開催	開催所数	2	2	2	7	2	0
	開催回数	20	20	20	12	20	0
	参加者数	20	284	30	166	40	0
住民主体による介護予防活動の立ち上げ・継続支援	団体数	10	9	16	6	22	7
	実施回数	86	36	98	21	110	10
訪問型介護予防事業の実施	訪問回数	3	3	3	4	3	21
	対象者数	3	3	3	4	3	2
生きがいサロン推進事業	運営団体数	6	6	8	6	10	4

### <評価>

地域のふれあいルームやサロンにおいて、出前講座を利用することにより専門的知識や地域にあった体操等の紹介、介護予防サポーター(すまいるサポーター)による体操の継続性が図れています。また、介護予防立ち上げ・継続支援による住民主体の地区活動の立ち上げや、介護予防活動の継続も地域の実状に合わせ自主的に行われるようになってきています。引き続き参加者の増加を目指し、地域の課題に合わせた取組を検討していくことが必要です。

介護予防サポーターの活動回数は減りましたが、活動1回当たりの参加人数は増加しています。介護予防サポーターの意識は非常に高く、意欲的に活動しており、介護予防事業を展開していく上で住民の協力は不可欠となっています。

地域での介護予防教室についても同様の傾向がみられ、広報紙等での周知・啓発による参加者数の増加や地域に合った内容を目指し、継続した参加につながるよう努めます。

住民主体による介護予防活動の立ち上げ・継続支援では、参加団体における活動の継続性が図れ、自主活動へと移行したため、事業としての団体数は減少しています。

生きがいサロンについては、既存の団体の活動は活発でありましたが、予算面での運営維持が厳しい状況になりつつあります。また、地域の活動から生きがいサロンを運営できる団体の掘り起こしができず、令和2年に生きがいサロンの運営団体が減少しています。そのため、団体の掘り起こしや新規団体の獲得のため、周知活動や活動場所の支援、補助要件の見直しが必要と考えます。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響や新しい生活様式を考えると実施方法等にも検討が必要になると考えます。

## (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進・充実

取組内容		評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
訪問型 サービスの 提供・充実	訪問介護相当サービス (従来型)の実施	事業所数	13	13	13	13	13	12
	訪問型サービスAの実施	事業所数	1	0	1	0	1	0
	訪問型サービスBの実施	事業所数	0	0	1	0	1	0
	訪問型サービスCの実施	利用者数	実 3	実 3 延 4	実 3	実 1 延 1	実4	0
	訪問型サービスDの実施	事業所数	0	0	1	0	2	0
通所型 サービスの 提供・充実	通所介護相当サービス (従来型)の実施	事業所数	31	22	31	23	31	25
	通所型サービスAの実施	事業所数	0	0	5	0	10	0
	通所型サービスBの実施	事業所数	6	6	8	6	10	4
	通所型サービスCの実施	利用者数	実40	実 16 延173	実40	実 17 延221	実60	実15 延127
介護予防ケアマネジメント(月平均)		件数	200	167	200	179	210	170

## &lt;評価&gt;

サービスAは、介護施設の負担の増加が懸念されることから、事業所の開拓が進みませんでした。今後も実施事業所の参入を推進し、サービスの充実を図ります。

サービスBは、新しい生活様式に対応した事業が必要となることから、事業所の負担軽減を検討していきます。また、住民の参加を促すため、広報紙による活動内容の紹介等の周知を行います。

サービスCは、計画値より実績値は少ないですが、早期に短期集中的にリハビリテーションを行うことにより元の生活に戻り、要介護(要支援)状態から自立・重症化防止に向けて取り組んでいます。短期集中サービスは、必要な人が必要なタイミングで利用できるよう、対象者の把握、プログラムの勧奨など広く周知し事業を展開していく必要があります。

また、個別での効果は得られていますが、利用後も継続した介護予防が図れるような事業の検討も必要です。

訪問型サービスDでは、地域の実情に合わせた支援が難しく、助け合い事業としての移動支援事業を検討します。

## 2. 支え合い、助け合いながら安心して住み続けることのできる地域

### (1) 生活支援体制の整備

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
協議体の設置	設置数	3	3	5	7	5	7
生活支援コーディネーターの配置	配置人数	3	2	5	5	5	6

#### <評価>

第2層協議体が全地区に配置されました。第2層協議体では議論したことを、実際の生活圏で活動している第3層協議体につなげています。第2層生活支援コーディネーターの配置を進め、地域資源の掘り起こしや地域に根差した支え合い事業の推進が必要と考えます。また、地域の活動実績の周知や活動に関する情報を交換できる手法も必要と考えます。

第1層協議体では町全体の課題として、移動支援について既存の移動手手段の活用や住民同士の助け合い等の検討をしています。

### (2) 見守り支え合い体制づくり

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
高齢者見守りネットワークの強化	協定事業所数	45	45	46	50	47	55
高齢者世帯の状況把握	訪問回数	2,230	2,481	2,250	2,119	2,300	2,200
要配慮者台帳の作成	登録者数	400	3,462	410	3,480	420	3,500
緊急通報装置の普及	利用者数	150	136	155	141	160	150
救急医療情報キットの支給	支給回数	480	498	490	522	500	530
弁当宅配事業	利用者数 (月平均)	70	67.5	75	53.3	80	54
	年間配食数	5,600	5,252	6,000	4,218	6,400	4,600
おかえりサポート事業	登録者数	-	-	-	9	-	11

#### <評価>

弁当宅配事業は、見守りも兼ねた配食サービスになります。高齢者数は増加しており、今後需要は増えることが見込まれることから、必要な人に有効に活用していきます。

おかえりサポート事業\*は、認知症の人が徘徊等で自宅へ戻るのが困難な状況になった時に、早期に発見する取組です。住民やケアマネジャー\*等の関係機関へ事業を周知し、必要な方へ活用してもらえるよう進めていきます。

地区社会福祉協議会で自治会ごとの見守り活動が始まっています。見守る側が負担となるような活動ではなく、生活の中で行える自然な見守りを行っています。

また、災害等が起こった際の対策は、住民一人ひとりがお互いに関心を持ち、平時から地域とのつながりを持ち、災害に備えることが必要となります。

### (3) 地域包括支援センターの適正運営と機能強化

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
高齢者の総合相談	相談件数	250	214	270	235	290	200
	延べ回数	1,000	739	1,200	756	1,500	800
地域ケア個別会議の開催	開催回数	6	3	6	3	6	2
介護予防担当者研修等への参加	参加回数	7	2	8	2	9	1
介護予防ケアマネジメントの作成	作成件数	280	318	290	349	300	350
運営協議会の開催	開催回数	2	2	2	2	2	3
適正な人員配置	配置人数	9	9	12	8	12	9

#### <評価>

地域包括支援センターの職員数が配置基準を満たしていません。

今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、地域包括支援センターの機能強化、体制整備の方向性を示し、それに基づいて推進する必要があります。

### (4) 高齢者福祉サービス等の充実

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
ホームヘルプサービス生活支援事業	利用者数	1	1	2	0	2	0
ショートステイ生活援助事業	利用者数	1	0	1	0	1	0
福祉タクシー料金助成事業	交付者数	980	785	1,000	867	1,050	900
高齢者日常生活用具給付事業 (火災警報器及び自動消火器設置支援)	利用者数	1	26	1	27	1	35

#### <評価>

福祉タクシー料金助成事業は、増加傾向にあるものの、実績値が計画値よりも低くなっています。助成対象者の運転免許証保有率が上がっていることが理由の一つに考えられるため、助成対象者の再考も含め、今後の検証が必要と考えられます。高齢者日常生活用具給付事業（火災警報器及び自動消火器設置支援）は安定的に推移しています。



## (5) 第7期基盤整備計画

### <第7期計画における基盤整備計画>

整備施設	整備数	整備予定年度
広域型特別養護老人ホーム（増床）	8床（1ヶ所）	2019年度
地域密着型特別養護老人ホーム（新設）	29床（1ヶ所）	2020年度
特定施設入居者生活介護（新規指定）	40床（1ヶ所）	2020年度

### <第7期計画期間実績>

整備施設	整備数	整備年度
広域型特別養護老人ホーム（増床）	8床（1ヶ所）	2019年度
地域密着型特別養護老人ホーム（新設）	29床（1ヶ所）	2021年度（予定）
特定施設入居者生活介護（新規指定）	40床（1ヶ所）	2020年度

### <評価>

第7期計画における施設・居住系サービスの整備については、一部遅れはあるものの、概ね計画通りの整備を予定しています。これらの整備により、概ね特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図ることが可能となります。

今後も、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、家族の介護力の低下が想定されることから、在宅での生活が困難な高齢者等が安心して生活することができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含めた既存施設の利用促進を図るとともに、利用ニーズを把握し、施設・居住系サービスの計画的な整備を図っていく必要があります。

また、特別養護老人ホームの入所については公平性、透明性の高い入所制度を維持します。

### <特別養護老人ホームの入所申込状況（待機者）>

本町の被保険者で、令和2年5月1日現在の特別養護老人ホームの入所申込者数は74人で、そのうち要介護3以上の方や1人暮らしまたは家族の介護が見込めない方として入所が必要な方は36人となっています。要介護3以上の方で人数に含まれていない方は、既に別の施設へ入所されている方やご逝去された方となります。

要介護度別では、要介護3が15人、要介護4が15人、要介護5が6人となっています。入所が必要と判断する36人のうち、9名（要介護3：5人、要介護4：3人、要介護5：1人）が現在も在宅介護の状態にあります。

## ＜入所申込者（待機者）数＞

要介護度	入所申込者数	※精査後の入所申込者数 〔町において入所が必要と 判断する入所申込者数〕
要介護1	1	0
要介護2	4	0
要介護3	26	15
要介護4	30	15
要介護5	13	6
合 計	74	36

資料：町資料（令和2年5月1日現在／単位：人）

※精査後の入所申込者数には、要介護3以上の入所申込者を原則として算入する。なお、認知症高齢者等であり、常時の適切な見守り・介護が必要であるなど、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、要介護1・2の入所申込者も算入する。

## ＜精査後の入所申込者（待機者）の現在の状況＞

現在の状況 (在宅・施設入所等)	人 数					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅	0	0	5	3	1	9
医療療養病床	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	1	0	1
その他の医療機関	0	0	1	0	2	3
介護老人保健施設	0	0	3	4	1	8
介護医療院	0	0	0	0	0	0
ショートステイ	0	0	5	4	1	10
認知症高齢者グループホーム	0	0	1	3	1	5
養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	15	15	6	36

資料：町資料（令和2年5月1日現在／単位：人）

**(6) 高齢者の権利擁護**

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
成年後見制度の講座の開催	開催回数	1	0	1	1	1	0
高齢者虐待防止に関する周知・啓発	掲載回数	3	1	5	2	7	2
高齢者虐待防止ネットワーク 運営委員会の開催	開催回数	1	1	1	1	1	1
	出席者数	18	19	18	19	18	書面開催

**<評価>**

高齢者虐待に関する正しい理解のため、現在行っている周知方法は継続しつつ、権利擁護の視点、虐待防止の視点、それぞれの視点からの普及啓発が必要になります。高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会は定期開催の他、必要に応じた開催を行います。

成年後見制度\*の需要は高まっており、今後も後見が必要となる高齢者の増加が見込まれます。制度の理解が図られていないことから、普及啓発を行います。また、今後は中核機関の設置、計画の策定等をあわせて推進していきます。

### 3. 適切な医療・介護・福祉サービスが利用できるまち

#### (1) 在宅サービスの充実

##### <評価>

本町の在宅サービスの利用状況をみると、自宅での介護サービスよりも、通所系サービスを利用する傾向が見られますが、近年、訪問介護や訪問看護、訪問リハビリテーションなどの訪問系サービスの利用が増加しており、訪問系サービスの需要が高まっています。

また、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用が大きく増加しており、在宅生活を続けながら、療養やリハビリテーションを受ける高齢者が増加している状況がうかがえます。

在宅介護実態調査の結果では「夜間の排せつ」や「認知症状への対応」等に対し、主な介護者の不安が大きいことや、訪問系を含む組み合わせ利用を推進することで介護者の不安や負担を軽減できることから、夜間にも対応できるサービスや訪問系サービスの充実についても検討が必要です。

#### (2) 在宅医療・介護の連携推進

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
那須町在宅医療・介護連携推進会議の開催	開催回数	8	6	8	5	8	0
在宅医療・介護連携関係者の研修	実施回数	2	1	2	1	2	0
住民向け講話等の普及啓発	実施回数	2	1	3	5	4	0

##### <評価>

切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制構築として、顔の見える関係作りが出来てきたところです。

今後は、推進会議の定期開催及び関係者の資質の向上のための研修会は継続、住民への普及啓発活動はより積極的に実施し、医療、介護関係者の協力体制構築を推進していきます。

### (3) 認知症対策の充実

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
認知症サポーター養成講座の開催	開催回数	15	17	15	13	15	1
	養成人数 (累計)	3,230	3,529	3,530	3,922	3,830	3,850
キャラバン・メイト*活動回数	回数	-	17	-	13	-	0
認知症講演会等の開催	開催回数	3	8	4	8	5	1
認知症初期集中支援チームの設置	チーム数	1	1	1	1	1	1
認知症地域支援推進員の配置	配置数	1	4	1	7	1	7
認知症カフェ設置	設置数	0	2	1	2	1	2

#### <評価>

那須町認知症地域支援推進員\*、認知症初期集中支援\*チームについては設置が完了し、実務も開始しています。今後は、相談窓口のさらなる周知、那須町認知症地域支援推進員の活動を増やし、身近に相談できる体制を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

認知症サポーター\*数は大幅に増加しており、小中学生では特に進んでいます。さらに活動できるよう、希望者にはステップアップ講座を実施し、チームオレンジ\*の設置を目指していきます。

**(4) 介護保険事業の適正な運営**

取組内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込み
広報紙等による介護保険制度の周知	掲載回数	4	4	4	3	4	5
地域での講座開催	開催回数	1	0	2	0	2	0
介護給付費通知	発送件数	12,000	7,460	13,000	6,194	14,000	6,400
ケアプラン点検	実施件数	5	0	5	0	5	5
地域密着型サービス事業所の指導	指導回数	5	0	5	0	5	1
ケアマネジャー連絡協議会の開催	開催回数	2	1	2	1	2	1
ケアマネジャー研修会等の開催	開催回数	3	3	3	2	3	1
事例検討会の開催	開催回数	2	2	4	2	6	1

**<評価>**

介護保険制度の周知については、広報紙等により周知を図ったほか、町の保健福祉サービス等について取りまとめた「保健福祉のしおり」を新たに作成し、ホームページ等で周知を図りました。地域での講座開催はありませんでした。今後も、高齢者等が必要な時に介護保険サービスを利用できるよう、制度の周知を図る必要があります。

介護人材の確保については、県の介護人材緊急確保対策事業と連携を図り、介護ロボットの導入や各種研修会の情報提供を行ったほか、介護職員処遇改善加算の取得促進に向けた普及啓発を行いました。

適正運営については、地域密着型サービス事業所の事業所指導の取組が不十分であるため、居宅介護支援事業所の指導と合わせ、計画的に取り組む必要があります。

資質の向上については、地域包括支援センターを中心として介護支援専門員\*の研修を行いました。今後は介護支援専門員だけでなく、地域の介護サービス事業所の職員に対しても研修会等を開催し、資質の向上を図っていく必要があります。

地域ケア推進会議については、開催に至っていないため、定期的な開催を目指します。

介護サービスに係る苦情に対しては、関係機関と連携し、解決にあたりました。

---

## 第2部

# 高齢者福祉・介護保険事業計画

---





## 第1章 基本的な考え方

### 第1節 基本理念

第7次那須町振興計画後期基本計画では、町の将来像を「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」とし、持続可能なまちづくりの理念として「SDGs」の考え方を念頭に8つの基本方針を掲げています。

この基本方針の一つ「“子育て・健康・福祉”のまち」の中で、「地域の福祉力の向上や健康づくり、福祉サービスの充実を図り、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくり」を進めることとしています。

本計画の策定にあたっては、那須町振興計画との整合性を図り、高齢者が安心して「いつまでも地域で暮らしたい」と思える町を目指し、基本理念を次のとおりとします。

**誰もがいつまでも  
住み慣れた地域で  
自分らしく暮らせるまち**

第7次那須町振興計画後期基本計画の関連基本方針（一部抜粋）

（基本方針3）“子育て・健康・福祉”のまち（子育て支援、健康、福祉）

地方都市の共通課題である少子高齢社会の進展や若者層の流出に歯止めをかけるため、定住施策の展開と合わせた子育て支援の充実努めるとともに、地域の福祉力の向上や健康づくり、福祉サービスの充実を図り、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。



【ロゴの出典】国際連合広報センターホームページ

※SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

## 第2節 基本目標

基本理念の実現のために、第7期那須町高齢者福祉・介護保険事業計画を踏まえ、次の3つを基本目標として掲げます。

### 「いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす」

高齢者が自立した生活を営み、地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活躍できるよう、健康づくりや介護予防への取組を推進するとともに、趣味やサークル活動等の地域社会との交流の場、ボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場の充実を図ります。

### 「支え合い、助け合いながら安心して住み続けることができる」

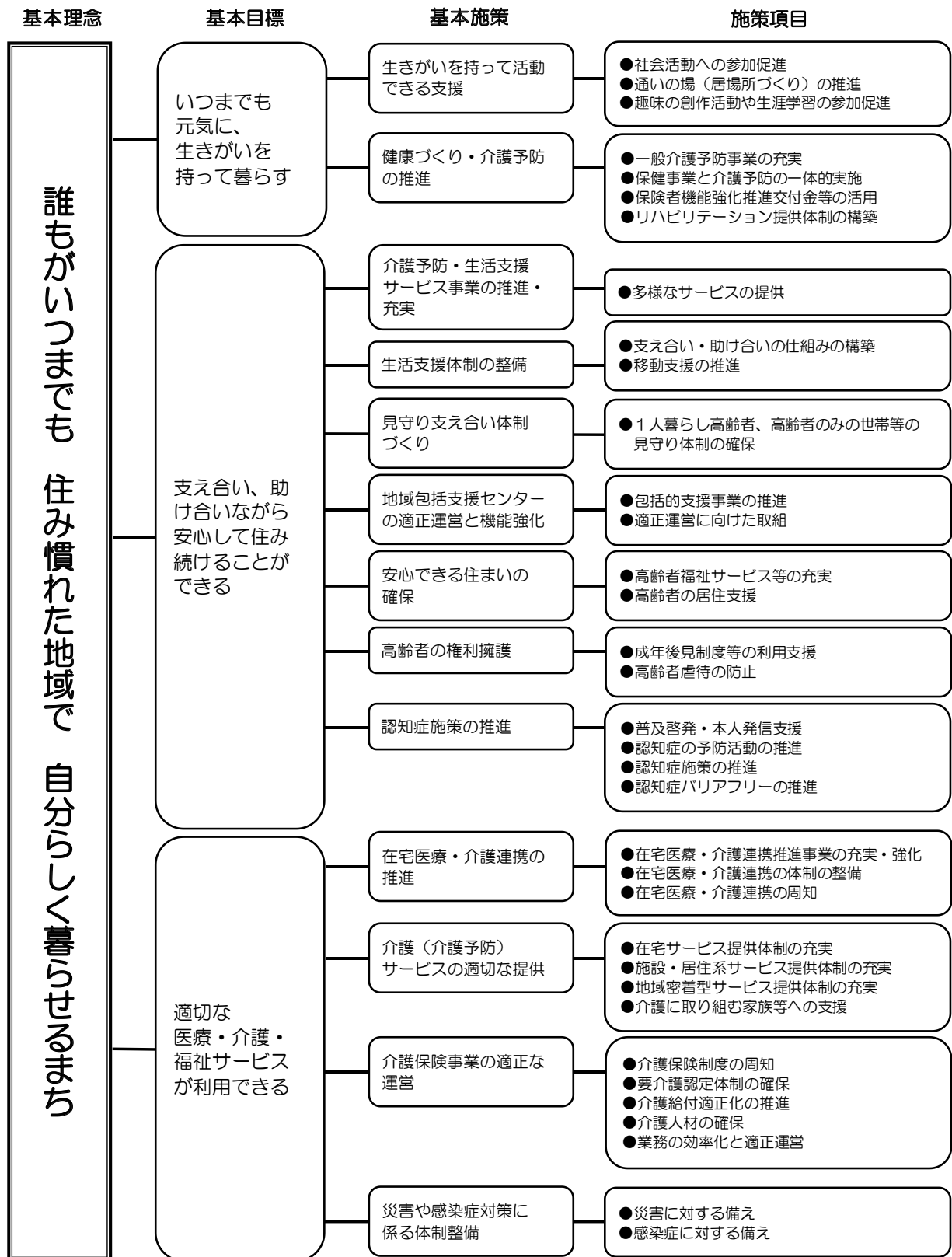
高齢化の進展により、1人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域における相談・支援体制の構築や多様な生活支援サービスの充実を図ります。

### 「適切な医療・介護・福祉サービスが利用できる」

在宅医療・介護連携を推進するとともに、一人ひとりの状態にあった適切なサービスを提供し、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。また、給付の適正化等に取り組み、持続可能な介護保険事業の運営を図ります。



### 第3節 施策の体系



## 第4節 第8期計画策定における主な視点

### 1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

#### （1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる2025年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年のサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要であるとともに、1人暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要はさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

#### （2）地域共生社会の実現

2040年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

#### （3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

##### ① 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取組となるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他事業との連携」を進めることが重要となります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル\*状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要であり、さらには、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

## ② 保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取組において、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、一層の強化を図ることが重要となります。

## (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるとともに、質の確保を図るため、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要な情報を積極的に把握することが重要となります。

## (5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生（尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる）」と「予防（認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を穏やかにする）」を車の両輪として施策を推進する基本的な考え方のもとに、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を推進することが重要となります。

### ■ 具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
  - ▶ 企業・職域での認知症サポーター養成の推進
  - ▶ 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
  - ▶ 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
  - ▶ エビデンス\*の収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - ▶ 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
  - ▶ 家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリー\*の推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
  - ▶ 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
  - ▶ 企業認証・表彰の仕組みの検討
  - ▶ 社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
  - ▶ 薬剤治験に即応できるコホート\*の構築 等

## （6）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取組を推進することが重要であり、その際には、地域の関係者とともに、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICT\*の活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

## （7）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要となります。

### ■災害や感染症対策

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知・啓発、研修、訓練を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

## 第5節 第8期計画における重点施策

---

第8期計画では、次の5つの施策を重点施策として取り組みます。

### 1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

#### (1) 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が自立した日常生活を営むためには、できるだけ健康で、生活機能を維持することが大切です。高齢化が進展する中、75歳以上になると運動器や閉じこもり、認知機能の低下などのリスクが高まることから、介護が必要になる前から、適切な介護予防事業につなげるとともに、地域における介護予防活動や健康づくりの取組を推進します。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者のフレイル状態を把握した上で適切な医療サービス等につなげるなど、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

#### (2) 多様なサービスの充実

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するために、必要となる多様な生活支援や介護予防サービスを整備していく必要があります。「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」を推進し、これまでに立ち上がったサービスの利用を促進するとともに、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進します。

#### (3) 高齢者の社会参加促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として活躍できるよう支援していきます。

社会参加により、閉じこもり防止や、身体機能の維持向上などにもつながることから、高齢者が他の高齢者の見守りや声かけ、生活支援サービスやサロン運営などの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、要介護状態となることをできる限り予防していきます。

## 2. 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、地域包括ケアシステムを推進する上での中核的な機関です。

本町には地域包括支援センターが1か所設置されていますが、今後の高齢化の進展に伴い増加するニーズに対応していけるよう、業務量に見合った適切な人員体制の確保に向け、地域包括支援センターの体制を強化していきます。

## 3. 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者、その他の関係者の連携を推進するための体制の整備が必要です。

そのため、医療関係職種と介護関係職種との連携をはじめ、人材の育成、情報の共有、相談体制の充実を図り、在宅医療と介護の連携を推進します。

また、町民が医療や介護サービス、看取り等に対し理解を深め、適切なサービスを受けられることができるよう、知識の普及啓発や情報提供、相談体制の充実に取り組みます。

## 4. 認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進します。

認知症施策推進大綱に掲げる5つの柱に沿って、普及啓発や高齢者等が身近で通える「通いの場」の拡充、早期発見・早期対応等の認知症施策を推進します。

## 5. 持続可能な介護保険事業の確保

高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者数の増加により、今後、保険給付費の増加と介護保険料の上昇が見込まれます。保険料の上昇は高齢者の生活にも大きく影響することから、保険給付費や介護保険料の上昇を極力抑え、持続可能な介護保険事業運営を確保する必要があります。

そのために、適切な要介護認定の実施と過不足のない適正なサービスの提供に努めるとともに、国や県の施策と連携を図りながら、介護人材の確保と育成に取り組んでいきます。

また、介護予防や生きがいづくりなどの自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進します。

さらに、介護サービス事業者の指導やケアマネジメント支援を通して、介護サービスの質の向上に努めます。



誰もがいつまでも 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせるまち



高齢者を取りまく地域包括ケアシステム

## 第2章 施策の展開

### 第1節 「いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす」

高齢者が自立した生活を営み、地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活躍できるよう、健康づくりや介護予防への取組を推進するとともに、趣味やサークル活動等の地域社会との交流の場、ボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場の充実を図ります。

#### 1. 生きがいを持って活動できる支援

##### 目 標

高齢者が生きがいを持って他者と交流できる場を確保するとともに、自らの知識や経験を生かし、地域の社会活動に積極的に参加することができる。

#### (1) 社会活動への参加促進

- ①シニアクラブ、シルバー人材センターの事業を推進し、高齢者が地域に貢献できる活動を支援します。
- ②ボランティアセンターと連携し、運営や活動の支援を行い、情報提供に努めます。
- ③ボランティア団体及び個人の活動を支援するとともに、積極的に活用を図ります。

#### (2) 通いの場（居場所づくり）の推進

- ①地区社会福祉協議会が進めているふれあいルーム事業等、地区内の高齢者の通いの場（居場所づくり）の活動を支援します。
- ②居場所づくりのボランティア養成講座の開催等により、担い手の育成に努めます。

#### (3) 趣味の創作活動や生涯学習の参加促進

- ①ふれあい工房等での高齢者の創作活動の支援継続を図ります。
- ②那須町生涯学習推進計画に基づき、健康に関する学習会の開催や、高齢者のスポーツクラブの育成など、心身の健康を維持するための適度な運動機会の提供と、仲間づくりなどの学習機会への参加を促進します。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニアクラブの支援	会員人数	720	720	720
シルバー人材センターの支援	登録人数	200	200	200
ボランティア養成講座の開催	開催回数	25	25	25
	参加者数	330	350	370

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいルームの支援	設置数	22	23	25
ふれあい工房等の支援	利用人数	80	80	80
通いの場に参加する高齢者	参加率	-	-	8%

## 2. 健康づくり・介護予防の推進

### 目 標

高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を図ります。また、自立を支援する取組を推進し、心身機能の改善や一人ひとりの生きがい、自己実現、生活の質の向上を目指します。

### (1) 一般介護予防事業の充実

- ①各地域で介護予防出前講座（運動、口腔、栄養、うつ、閉じこもり予防、認知機能の低下予防等）を開催し、すべての高齢者が介護予防に取り組める環境づくりに努めます。
- ②介護予防に関するパンフレットの作成、配布や広報紙等による周知・啓発を行います。
- ③介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で活動できる人材を育成するとともに、介護予防サポーターの意欲的な介護予防活動を支援します。
- ④地域の身近な住民運営による通いの場に継続して参加することで心身機能を維持・向上できるよう、リハビリテーション専門職や保健師が地域に出向き、地域に合った介護予防活動づくりを支援します。
- ⑤地域における介護予防活動の普及を図るため、65歳以上の高齢者を対象とする転倒予防教室等の介護予防活動を継続します。
- ⑥保健師やリハビリテーション専門職による訪問指導等により、閉じこもりやうつ等の心身状態の変化を早期に把握し、介護予防活動や個別訪問を実施することにより重度化防止に努めます。
- ⑦NPOやボランティア団体、住民グループ等が行う高齢者が気軽に集える地域交流の場（生きがいサロン）の開設と運営を支援し、介護予防につなげます。
- ⑧自立支援型地域ケア会議\*、通所や訪問等においてリハビリテーション専門職を活かした自立を支援する取組を推進し、介護予防の機能強化を図ります。

### (2) 保健事業と介護予防の一体的実施

- ①運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることにより、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

### (3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

- ①高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、高齢者の現状把握に向けた調査等により、地域の実情把握や課題を分析し、これまで実施してきた介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を充実させ、一層の取組強化を図ります。

### (4) リハビリテーション提供体制の構築

- ①近年、リハビリテーションサービスの需要が増加していますが、本町では、他市町村の介護事業所によりリハビリテーションサービスが提供されている状況です。このため、既存事業所に加え、地域の通所介護事業所における機能訓練や運動が適切に行われるよう、地域のリハビリテーション専門職と連携して研修会等を行うなど、介護職員の資質の向上を図ります。
- ②運動に特化したデイサービスなど、総合事業における多様なサービスの構築を進め、リハビリテーション提供体制の充実を図ります。
- ③心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、リハビリテーションサービスの提供が図られるよう、地域のリハビリテーション専門職をはじめ、介護予防活動団体やサロン運営団体などとも連携を図りながら、生活の質の向上を図ります。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防出前講座開催	開催回数	20	22	25
広報紙等による周知	掲載回数	2	2	2
介護予防サポーター養成講座の開催	サポーター数	26	26	28
介護予防サポーターの地域での活動	活動回数	500	500	520
	参加者数	2,000	2,000	2,500
地域での介護予防教室の開催	開催所数	6	7	8
	開催回数	12	14	16
	参加者数	160	200	240
元気づくり応援事業	団体数	6	6	7
	実施回数	20	20	25
訪問型介護予防事業の実施	訪問回数	3	3	5
	対象者数	3	3	5
生きがいサロン推進事業	運営団体数	5	6	7
訪問リハビリテーション	利用率	1.1	1.2	1.3
通所リハビリテーション	利用率	7.5	7.6	7.7

## 第2節 「支え合い、助け合いながら安心して住み続けることができる」

高齢化の進展により、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域における相談・支援体制の構築や多様な生活支援サービスの充実を図ります。

### 1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進・充実

#### 目 標

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方が、必要に応じた多様なサービスを受けることができる。

#### (1) 多様なサービスの提供

- ①要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するよう、NPOや民間事業者、または住民主体による生活援助等を訪問型サービスとして構築します。平成29年度から事業を開始した訪問介護相当サービス及び訪問型サービスCについては、サービス内容等を検証するとともに、未実施の訪問型サービスについて実施を検討します。
- ②要支援者等が継続して機能訓練等の提供が受けられるよう、NPOや民間事業者、または住民主体の自主活動として行う通いの場を通所型サービスとして構築します。平成29年度から事業開始した通所介護相当サービス及び通所型サービスB、通所型サービスCについてサービス内容を検証するとともに、未実施の通所型サービスAの実施を検討します。
- ③自立した生活を支援できるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ④介護予防・生活支援サービス事業利用者が要介護認定を受けた場合でも、必要に応じて、地域とのつながりを継続するために、引き続きサービスを受けられるよう弾力的な対応を検討します。

#### <計画見込み>

取組内容		評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービスの提供・充実	訪問介護相当サービス(従来型)の実施	利用者数	98	100	102
	訪問型サービスC(はつらつ訪問事業)の実施	利用者数	2	3	5
通所型サービスの提供・充実	通所介護相当サービス(従来型)の実施	利用者数	190	194	198
	通所型サービスAの実施	事業所数	1	1	1
	通所型サービスBの実施	事業所数	4	5	6
	通所型サービスC(心身力アップ教室)の実施	利用者数	50	60	70
	通所型サービスC(ステップアップ倶楽部)の実施	利用者数	10	15	20
介護予防ケアマネジメント(月平均)		件数	186	192	215

### ＜介護予防・日常生活支援サービスの構成＞

種別		サービスの概要
訪問型	訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助
	訪問型サービスA	人員等を緩和した基準による生活援助等
	訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助
	訪問型サービスC	保健師等による居宅での短期間相談指導等
	訪問型サービスD	移送前後の生活支援等
通所型	通所介護相当サービス	通所介護事業所による機能訓練
	通所型サービスA	人員等を緩和した基準によるミニデイサービス、運動、レクリエーション等
	通所型サービスB	住民主体の自主活動として行う体操、趣味の活動等の通いの場
	通所型サービスC	保健師等による運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

## 2. 生活支援体制の整備

### 目 標

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者でも、地域住民の支え合いや助け合いにより、住み慣れた地域で住み続けられる仕組みをつくる。

### (1) 支え合い・助け合いの仕組みの構築

- ①地域の支え合いや助け合いの創出や担い手の育成等に向け、第1層協議体（町全域）及び第2層協議体（日常生活圏域等）に生活支援コーディネーターを配置します。
- ②住民、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体が情報を共有し、連携・協働する場として協議体を設置しています。協議体で検討された課題をもとに多様な主体と連携・協働して地域の支え合いや助け合い活動の創出に取り組みます。
- ③地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりに向け、地区社会福祉協議会や自治会等と協働し、各地域における話し合い場づくりに取り組みます。

### (2) 移動支援の推進

- ①モデル地区を選定し移動支援事業を実施します。モデル地区から上げられた課題をもとに、各地区で移動支援事業が実施可能か検討します。

### ＜計画見込み＞

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体の設置	設置数	7	7	7
生活支援コーディネーターの配置	配置人数	8	8	8
移動支援事業	実施地区	1	2	3

### 3. 見守り支え合い体制づくり

#### 目 標

災害や急病等の緊急時に備えた見守り体制を確立し、すべての高齢者が安心して在宅生活を送ることができる。

#### (1) 1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の見守り体制の確保

- ①那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、民生委員・児童委員、警察、消防など関係機関との連携に努めます。
- ②高齢者見守りネットワークの地域活動を推進し、組織を強化します。
- ③民生委員・児童委員を通じて1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の台帳を作成し、状況把握に努めます。
- ④1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等で、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方を支援するための避難行動要支援者名簿を随時更新し、同意が得られた方については、関係機関、地区社会福祉協議会、自治会等と共有することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難支援のための協力体制を強化します。
- ⑤住民一人ひとりが関心を持ち、平時から地域とのつながりを持つことや災害への備えをすることの必要性を周知・啓発します。
- ⑥地区社会福祉協議会の活動など、住民同士による日常的な高齢者の見守り体制を構築します。
- ⑦緊急通報装置（お年寄り安心コール）の普及に努めます。
- ⑧救急医療情報キット支給事業の周知を図り、希望者へ提供します。
- ⑨防災行政無線や那須町安全安心メールを利用した高齢者の見守り手段として、おかえりサポート事業を推進します。
- ⑩1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象として、見守りを兼ねた弁当宅配事業を実施します。
- ⑪住民の災害ボランティアへの関心を高め、その活動を支援します。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者見守りネットワークの強化	協定事業所数	60	65	70
高齢者世帯の状況把握	件数	3,200	3,225	3,250
緊急通報装置の普及	利用者数	160	170	180
救急医療情報キットの支給	支給個数	540	550	560
おかえりサポート事業	登録者数	13	15	15
弁当宅配事業	利用者数 (月平均)	68	71	73
	年間配食数	5,400	5,600	5,800

## 4. 地域包括支援センターの適正運営と機能強化

### 目 標

地域支援事業の包括的支援事業の一環として、地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核的な機関として、地域包括支援センターを運営する。

#### (1) 包括的支援事業の推進

- ①地域包括支援センターの役割等を周知し、高齢者の健康や福祉、医療や生活に関すること等、総合的な相談に対応できる体制づくりに努めます。
- ②地域住民をはじめ介護事業所や医療機関などの関係者との連携を図り、地域のネットワーク構築に努めます。
- ③地域ケア個別会議を推進し、介護支援専門員の資質の向上と高齢者に対する支援の充実を図るとともに、個別事例の検討を行うことを通じて共通する地域の課題を把握し、地域に必要な資源の開発や地域づくりにつなげます。

#### (2) 適正運営に向けた取組

- ①地域包括支援センター運営協議会を通じて業務内容や運営状況に関する情報を公開し、さらなる公正性・中立性等適切な事業運営に努め、事業の評価を実施します。
- ②包括的支援事業及び介護予防支援事業を適正に運営するため、業務量と役割に応じた体制及び人員配置に努めます。
- ③高齢者の増加及びそれに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核的な機関となる地域包括支援センターを増設し、効率的・効果的な運営体制を構築します。
- ④地域包括支援センターの運営方針に基づき、町と包括支援センター共通理解のもと事業の適正な運営と質の向上に努めます。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置数	設置数	2	2	2
高齢者総合相談体制の確保	配置人数 (三職種)	3	6	6
地域ケア個別会議の開催	開催回数	4	8	9
運営協議会の開催	開催回数	2	2	2

※三職種とは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員



## 5. 安心できる住まいの確保

### 目 標

高齢者が心身の状態に応じて、住み慣れた地域で適切な住宅や施設に住むことができる。

### (1) 高齢者福祉サービス等の充実

- ①介護保険サービス以外の福祉サービスの充実を図り、高齢者の生活を支援します。
- ②NPO法人等による福祉有償運送\*の実施を支援し、福祉有償運送運営協議会の適正な運営に努めます。
- ③重度の介護を必要とする高齢者を在宅で介護している家族の負担を労うため、慰労金を交付します。

### (2) 高齢者の居住支援

- ①1人暮らし高齢者や認知症高齢者など、在宅での生活が困難な高齢者が、安心して生活することができるよう、特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの既存の介護保険施設等の適切な利用促進を図ります。
- ②特別養護老人ホームの新規入所者については、「栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針」に基づき、公平性・透明性の高い入所制度を維持します。
- ③県や庁内関係課と連携し、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅をはじめとする民間賃貸住宅等の関連情報を提供し、高齢者の住まいの安定的な確保に努めます。
- ④サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームにおける適正なサービスの提供や質の確保を図るため、県との情報連携を強化し必要な情報の把握に努めます。
- ⑤環境上の理由や経済的理由等により、居宅で養護を受けることが困難な方については、養護老人ホームに入所する措置を行います。

### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ生活援助事業	契約事業所数	3	3	3
福祉タクシー料金助成事業	交付者数	930	960	990
高齢者日常生活用具給付事業 (火災警報器及び自動消火器設置支援)	利用者数	50	60	70

### <事業内容>

事業名	内 容
ショートステイ生活援助事業	6カ月で7日以内を限度に施設への短期入所
福祉タクシー料金助成事業	タクシー料金の助成により外出支援
高齢者日常生活用具給付事業 (火災警報器及び自動消火器設置支援)	【平屋建て】2機まで 【2階建て】3機まで

## 6. 高齢者の権利擁護

### 目 標

高齢者の人権が守られ、いつまでも尊厳を持って住み慣れた地域で生活することができる。

#### (1) 成年後見制度等の利用支援

- ①とちぎ権利擁護センター「あすてらす\*」が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の周知等、利用促進に努めます。
- ②成年後見制度のさらなる周知を図り、利用支援を行うとともに、家庭裁判所等の関係機関との連携を強化し、利用の促進を図ります。
- ③消費生活センター等との連携を図り、高齢者の消費者被害の防止に努めます。
- ④必要な人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画の策定や権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関及び協議会等の整備に努めます。

#### (2) 高齢者虐待の防止

- ①広報紙やホームページ等において、高齢者虐待防止について周知・啓発を図ります。
- ②地域住民や警察、消防、介護事業所等で組織する高齢者虐待防止ネットワークを強化し、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の講座の開催	開催回数	1	1	1
高齢者虐待防止に関する周知・啓発	掲載回数	2	3	4
高齢者虐待防止ネットワーク 運営委員会の開催	開催回数	1	1	1
	出席者数	19	19	19
権利擁護支援の中核機関の設置	設置数	1	1	1

## 7. 認知症施策の推進

### 目 標

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる。

#### (1) 普及啓発・本人発信支援

- ①認知症サポーター養成講座や講演会等を通じた、認知症に関する正しい理解の促進や相談先の周知を図ります。特に、各種職域や小中学校と協力した養成講座の開催に努めます。

- ②認知症本人が、自分の意思を発信できるよう努めます。
- ③認知症ケアパス\*を積極的に活用し、相談先の周知を図ります。

## (2) 認知症の予防活動の推進

- ①「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意識を推進し、認知症の予防に資する活動を周知・推進します。

## (3) 認知症施策の推進

- ①認知症地域支援推進員の活動の周知・啓発に取り組みます。
- ②認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症と疑われる人やその家族への訪問、観察・評価、適切な医療や介護につなぐ初期の支援を実施します。
- ③認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う取組（認知症カフェ等）の開催を推進します。
- ④キャラバン・メイトの活動を支援します。

## (4) 認知症バリアフリーの推進

- ①認知症の人が徘徊等で自宅へ戻るのが困難な状況になった時に、地域での見守り体制としておかえりサポート事業を推進します。
- ②チームオレンジや認知症サポーター等により認知症やその家族と支援をつなぐ仕組みの構築に努めます。

### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座の開催	職域開催回数	1	1	1
	小中学校開催回数	9	9	9
	養成人数 (累計)	4,200	4,500	4,800
認知症講演会等の開催	開催回数	8	8	8
認知症初期集中支援チームの設置	チーム数	1	1	1
認知症地域支援推進員数	人数	12	13	14
認知症カフェ設置	設置数	2	2	2

## 第3節 「適切な医療・介護・福祉サービスが利用できる」

在宅医療・介護連携を推進するとともに、一人ひとりの状態にあった適切なサービスを提供し、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。また、給付の適正化等に取り組み、持続可能な介護保険事業の運営を図ります。

### 1. 在宅医療・介護連携の推進

#### 目 標

在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人が、安心して在宅で療養できる体制をつくる。

#### (1) 在宅医療・介護連携推進事業の充実・強化

- ①医療、介護及び保健福祉関係者等が、那須町における在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、那須町在宅医療・介護連携会議(なすの輪会)において連携に関する情報共有や課題の抽出、対応策の検討、地域住民への普及啓発等を推進します。
- ②近隣市町において、那須地区在宅医療・介護連携センターを設置し、那須地区広域の在宅医療と介護における共通の地域課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進を目指します。
- ③栃木県保健医療計画(第7次)との整合を図りつつ、在宅医療と介護の連携を推進します。

#### (2) 在宅医療・介護連携の体制の整備

- ①切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築に努めます。
- ②医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、那須地区在宅医療・介護連携支援センターなどと協働し、在宅医療・介護関係者等を対象に研修等を開催します。

#### (3) 在宅医療・介護連携の周知

- ①住民に医療と介護のサービスについての的確な情報提供や、わかりやすく丁寧な説明を実施し在宅医療と介護連携の普及啓発を図ります。
- ②在宅医療・介護連携に関する相談の受付等を実施します。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
那須町在宅医療・介護連携推進会議の開催	開催回数	6	6	6
在宅医療・介護連携関係者の研修	実施回数	1	1	2
住民向け講話等の普及啓発	実施回数	5	5	6

## 2. 介護（介護予防）サービスの適切な提供

### 目 標

支援を必要とする高齢者とその家族が、必要な時に必要なサービスを利用することができる環境を整える。

#### （1）在宅サービス提供体制の充実

- ①介護保険サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、介護保険事業計画におけるサービス見込量に基づき、介護保険サービス提供体制の確保及び利用促進に努めます。
- ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各種在宅サービスの充実に努めます。
- ③需要が増加しているリハビリテーションサービスについて、既存事業所に加え、地域の通所介護事業所における機能訓練や運動が適切に行われるよう、地域のリハビリテーション専門職と連携し、介護職員の資質の向上を図るとともに、運動に特化したデイサービスなど、総合事業における多様なサービスの構築を進め、リハビリテーション提供体制の充実に努めます。

#### （2）施設・居住系サービス提供体制の充実

- ①第7期計画期間に整備を見込んだ事業の一部繰り延べ分として、令和3年度に地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。
- ②第7期計画期間において、介護老人福祉施設8床増床と特定施設入居者生活介護40床を整備したことや、町内サービス付き高齢者向け住宅が中重度の要介護者の多様なサービスの受け皿となる見込みがあることなどから、入所・入居系サービスについては概ね需要を満たす定員数が確保できていると判断し、第8期計画では新たな整備は見込まず、適切な利用の促進を図ります。
- ③介護療養型医療施設については令和5年度末が設置期限とされており、介護医療院への転換について、県との連携により参入意向を把握し、適切なサービス提供につなげます。

### (3) 地域密着型サービス提供体制の充実

- ①第7期計画期間に整備を見込んだ事業の一部繰り延べ分として、令和3年度に地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。（再掲）
- ②認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護については、利用状況、待機者の状況等から、概ね需要を満たす定員数が確保できていると判断し、第8期計画での整備は見込まず、適切な利用の促進を図ります。
- ③高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービスについて、今後の地域における利用ニーズを把握し、計画的な整備に向け検討を進めます。

### (4) 介護に取り組む家族等への支援

- ①介護休暇の取得や適切なサービスの利用の促進等により、家族の柔軟な働き方を確保するとともに、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ります。
- ②重度の障害または認知症により介護を必要とする高齢者を在宅で介護している方に対し、慰労金を支給することによって、介護者の慰労及び福祉の増進を図ります。

#### <第8期計画における基盤整備計画>

サービス種別	評価内容	令和2年度 整備状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	施設数	1	2	2	2
	床数	19	48	48	48
短期入所生活介護	施設数	3	4	4	4
	床数	36	46	46	46

### 3. 介護保険事業の適正な運営

#### 目 標

介護保険サービスの適切な利用を促進するとともに、将来にわたり持続可能な介護保険制度を構築する。

#### (1) 介護保険制度の周知

- ①広報紙やホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体の活用と、地域の出前講座等により、介護保険制度についてさらなる周知を図ります。
- ②介護保険に係る申請手続きの利便性の向上と、介護者やケアマネジャー等の負担軽減を図るため、電子申請サービス（介護ワンストップサービス）の導入に向け検討します。

#### (2) 要介護認定体制の確保

- ①今後、後期高齢者の増加に伴い、認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定における、訪問調査の実施や介護認定審査会の開催等を円滑かつ適切に行えるよう人員体制等の確保を図ります。
- ②認定調査員や介護認定審査会委員に対し、要介護認定に係る研修会への参加や情報提供等を行うことにより、さらなる資質の向上と要介護認定の公平性の確保を図ります。

#### (3) 介護給付適正化の推進

- ①要介護認定調査の内容について、町職員が訪問または書面等の審査を通じて点検を行うとともに、認定調査員や認定審査会の合議体における要介護認定の平準化を図り、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
- ②ケアプラン点検については、居宅介護支援事業所からケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを確認し、介護支援専門員の気づきを促します。
- ③住宅改修の点検については、改修工事を行おうとする利用者及び利用者宅の状況を、理由書、見積書及び平面図等により確認するとともに、施工後に竣工写真や訪問により施工状況等を点検します。
- ④福祉用具の購入・貸与については、福祉用具の利用者等に対し、訪問調査等を行うことにより、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。
- ⑤栃木県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供される「介護情報と医療情報との突合」「縦覧点検」情報を活用し点検を行います。
- ⑥サービス利用者実際に利用したサービスの内容や費用額等を確認してもらうため、定期的に介護給付費通知を送付します。
- ⑦栃木県国民健康保険団体連合会から提供された給付実績情報をもとに、事業所別やサービス種別ごとに比較・分析し、特異な事例を抽出・確認します。

#### (4) 介護人材の確保

- ①地域包括ケアシステムの構築に向け、介護職員等の人材確保・定着を図るため、県と連携して介護職員の資質の向上のための研修や、介護未経験者を対象とした入門的研修の機会を提供します。
- ②介護サービス事業所に対し、介護職員処遇改善加算等の取得促進に向けた普及啓発及び介護ロボットの導入を支援します。
- ③訪問指導や研修会等を通して、介護支援専門員や介護サービス事業所職員の資質の向上を図ります。
- ④1人暮らし高齢者などが増加する中、必要性が高まる生活支援サービスの担い手を確保するため、高齢者等を対象とした介護講座などの参入促進の取組を実施するとともに、ボランティア活動へのポイント付与等の事業の活用についても検討します。
- ⑤地域住民や元気な高齢者を含めた住民主体の活動や、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービス提供体制の構築を促進します。

#### (5) 業務の効率化と適正運営

- ①地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所の事業所指導を実施するとともに、地域密着型サービス事業所における外部評価や福祉サービス第三者評価の普及啓発を図ります。
- ②地域密着型サービス事業所の運営推進会議を通して実態を把握し、地域に開かれたサービス事業所として適正な運営が行われるよう支援します。
- ③地域ケア個別会議で出された地域の課題を、地域ケア推進会議を通して、地域に必要な資源の開発や地域づくり等に努めます。
- ④介護サービスに関する苦情について、県及び栃木県国民健康保険団体連合会と連携し、解決にあたります。
- ⑤個々の申請様式や添付書類を国から示される様式に統一するなど、文書に係る負担を軽減することで介護現場の業務効率化を図ります。

#### <計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定	審査件数	1,450	1,480	1,500
介護給付費通知	発送回数	4	4	4
ケアプラン点検	実施件数	6	8	10
地域密着型サービス事業所の指導	指導回数	3	3	3
居宅介護支援事業所の指導	指導回数	2	2	2
ケアマネジャー連絡協議会の開催	開催回数	2	2	2
ケアマネジャー研修会等の開催	開催回数	3	3	3
地域ケア推進会議の開催	開催回数	3	3	3



## 4. 災害や感染症対策に係る体制整備

### (1) 災害に対する備え

- ①介護事業所等で策定している非常災害対策計画等を定期的を確認するとともに、避難訓練の実施等により、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。
- ②介護事業所に対し、非常時のリスク把握や、平時からの食料、飲料水、その他の必要な物資の備蓄・調達状況等の確認を行うなど、平時からの災害対策の重要性について啓発を図ります。
- ③介護事業所に対し、災害発生時に地域住民や関係機関の支援協力が得られるよう、平時から地域内の関係主体との関係づくりを推進するよう促します。

### (2) 感染症に対する備え

- ①介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、情報提供等を行います。
- ②感染症発生時も含めた、県や保健所等と連携した支援体制の整備を図ります。
- ③介護事業所等における適切な感染防護具、消毒液、その他の感染症対策に必要な物資について計画的な備蓄・調達を図るよう周知・啓発を行います。

## 第3章 第8期計画及び令和7（2025）年度・令和22（2040）年度の介護保険の推計

### 第1節 人口について

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
総人口	24,503	24,198	23,895	23,287	18,130
高齢者人口	前期	5,086	4,960	4,834	4,582
	後期	4,873	5,056	5,245	5,615
	合計	9,959	10,016	10,079	10,197
高齢化率	40.6	41.4	42.2	43.8	52.4

※各年10月1日計画値／単位：人

### 第2節 要介護（支援）認定者数について

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
要支援1	199	203	208	218	267
要支援2	252	258	261	270	324
要支援(小計)	451	461	469	488	591
要介護1	319	325	332	346	451
要介護2	287	294	300	312	412
要介護3	217	217	223	232	307
要介護4	265	273	279	293	388
要介護5	119	123	125	131	164
要介護(小計)	1,207	1,232	1,259	1,314	1,722
認定者数(合計)	1,658	1,693	1,728	1,802	2,313
うち第1号被保険者数	1,626	1,661	1,696	1,770	2,290
第1号被保険者数	9,959	10,016	10,079	10,197	9,493
高齢者(1号被保険者)の認定率	16.3%	16.6%	16.8%	17.4%	24.1%

※各年10月1日計画値／単位：人

## 第3節 介護予防（要支援1・2）サービス見込量について

### 1. 介護予防サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
訪問看護	回数	386	404	414	421	501
訪問リハビリテーション	回数	108	108	108	108	142
居宅療養管理指導	人数	13	14	14	14	17
通所リハビリテーション	人数	71	72	73	76	92
短期入所生活介護	日数	81	93	93	93	111
短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	133	138	142	148	178
特定福祉用具購入費	人数	5	5	5	5	5
住宅改修	人数	6	6	6	7	8
特定施設入居者生活介護	人数	13	15	15	15	18
介護予防支援	人数	199	209	212	222	270

※1 か月あたりの見込量

### 2. 地域密着型介護予防サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
認知症対応型通所介護	回数	18	18	18	18	18
小規模多機能型居宅介護	人数	10	10	10	10	9
認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0

※1 か月あたりの見込量

## 第4節 介護サービス及び施設サービス見込量について

### 1. 居宅サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
訪問介護	回数	3,193	3,250	3,303	3,337	4,054
訪問入浴介護	回数	93	95	100	103	115
訪問看護	回数	1,251	1,295	1,335	1,348	1,716
訪問リハビリテーション	回数	338	353	353	354	466
居宅療養管理指導	人数	82	82	85	86	111
通所介護	回数	3,655	3,738	3,863	3,932	5,134
通所リハビリテーション	回数	553	572	598	601	781
短期入所生活介護	日数	2,325	2,428	2,477	2,476	2,969
短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	402	415	429	437	564
特定福祉用具購入費	人数	9	9	9	10	14
住宅改修	人数	7	7	7	8	10
特定施設入居者生活介護	人数	33	33	35	36	47
居宅介護支援	人数	638	652	673	688	885

※1か月あたりの見込量

### 2. 地域密着型サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	5	5	5	5	6
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0
通所介護	回数	1,718	1,830	1,904	1,942	2,542
認知症対応型通所介護	回数	195	195	195	214	279
小規模多機能型居宅介護	人数	35	37	39	39	49
認知症対応型共同生活介護	人数	76	76	76	85	112
特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	27	49	49	49	49
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0

※1か月あたりの見込量

### 3. 施設サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
介護老人福祉施設	人数	192	194	196	210	273
介護老人保健施設	人数	71	71	71	79	105
介護医療院	人数	1	1	1	11	14
介護療養型医療施設	人数	9	9	9	-	-

※1か月あたりの見込量

### 第5節 特別給付費サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
紙おむつ費	実利用人数	310	310	320	325	430
訪問理美容費	実利用人数	30	30	31	32	40

## 第6節 第8期計画における第1号被保険者保険料・負担割合の設定

### 1. 第1号被保険者保険料所得段階別加入者見込み

第8期計画における介護保険料段階設定は、国の指針に基づき、被保険者の負担能力に応じた段階数、保険料率を設定しました。

所得段階区分			所得段階別加入者数(単位:人)			加入割合
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1段階 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金等収入額が80万円以下の方			1,464	1,472	1,481	14.7%
第2段階	世帯全員が非課税で第1段階に該当しない方	前年の合計所得金額＋課税年金所得が120万円以下の方	644	648	652	6.5%
第3段階		上記以外の方	665	669	673	6.7%
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税の方	前年の合計所得金額＋課税年金所得が80万円以下の方	1,708	1,718	1,729	17.2%
第5段階		上記以外の方	1,523	1,532	1,541	15.3%
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額120万円未満の方	1,808	1,819	1,831	18.2%
第7段階		前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1,235	1,242	1,250	12.4%
第8段階		前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の方	479	481	484	4.8%
第9段階		前年の合計所得金額320万円以上の方	433	435	438	4.3%

## 2. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者保険料

### (1) 第8期介護保険事業費の見込み

第8期計画における介護保険事業費の見込みを下表のとおり算定しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付見込額(A)	2,848,665,926	2,985,808,472	3,044,219,142	8,878,693,540
総給付費	2,665,643,000	2,794,420,000	2,849,143,000	8,309,206,000
特定入所者介護サービス等 給付費額	117,307,133	124,485,157	126,761,508	368,553,798
高額介護サービス費等 給付額	56,319,690	57,268,213	58,478,591	172,066,494
高額医療合算介護 サービス費等給付額	7,191,922	7,379,072	7,535,031	22,106,025
算定対象審査支払手数料	2,204,181	2,256,030	2,301,012	6,761,223
地域支援事業費(B)	155,059,481	170,312,004	174,003,022	499,374,507
介護予防・日常生活支援 総合事業費	97,609,481	99,644,004	102,297,022	299,550,507
包括的支援事業(地域包括 支援センターの運営)及び任 意事業費	42,200,000	55,200,000	56,038,000	153,438,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	15,250,000	15,468,000	15,668,000	46,386,000
事業費(C=A+B)	3,003,725,407	3,156,120,476	3,218,222,164	9,378,068,047

※単位：円

**（2）第8期第1号被保険者保険料基準額の算定**

第8期計画における事業費に対する第1号被保険者の負担割合は23%です。前項で算定した介護保険事業費をもとに第1号被保険者の保険料基準額を次のとおり算定しました。

算出項目	金額または係数	備考
第1号被保険者負担分相当額(D)	2,156,955,651	事業費(C)×0.23
調整交付金相当額(E)	458,912,202	
調整交付金見込額(F)	358,535,000	
財政安定化基金償還額(G)	0	
準備基金取崩見込額(H)	205,000,000	
特別給付費(I)	37,371,000	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(J)	18,000,000	
保険料収納必要額(K)	2,071,703,853	=D+E-F+G-H+I-J
予定保険料収納率(L)	98.50%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数(M)	30,188	
保険料基準額(月額)(N)	5,806	=K÷L÷M÷12

※単位：円

第8期保険料基準額(月額) =5,806円（年額：69,672円）

**（3）第8期所得段階別介護保険料**

本町では、国が示す所得段階区分を基本とし、所得の少ない方の負担軽減を図るため、所得段階区分及び負担割合を設定します。

また、公費による軽減により、負担割合は第1段階が0.5から0.3、第2段階が0.75から0.5、第3段階が0.75から0.7に引き下げられます。

第8期計画における第1号被保険者の介護保険料は、下表のとおりとなります。

**<第8期における所得段階別介護保険料>**

所得段階区分	負担割合	保険料年額
第1段階	0.50 (0.30)	34,800 円 (20,900 円)
第2段階	0.75 (0.50)	52,200 円 (34,800 円)
第3段階	0.75 (0.70)	52,200 円 (48,700 円)
第4段階	0.90	62,700 円
第5段階	1.00	69,600 円
第6段階	1.20	83,600 円
第7段階	1.30	90,500 円
第8段階	1.50	104,500 円
第9段階	1.70	118,400 円

※（ ）内は、公費による軽減後の実負担額。



#### （4）令和7（2025）年度・令和22（2040）年度の介護保険事業費 及び第1号被保険者保険料基準額の見込み

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年度の介護保険事業費及び第1号被保険者保険料基準額の見込みについて、第8期計画の算定と同様の方法で次のとおり算定しました。

##### <令和7（2025）年度・令和22（2040）年度介護保険事業費見込>

区分	令和7(2025)年度	令和22(2040)年度
標準給付費見込額(A)	3,182,734,898	4,038,032,119
総給付費	2,981,017,000	3,784,148,000
特定入所者介護サービス等給付費額	130,859,247	163,031,861
高額介護サービス費等給付費額	60,657,274	77,775,490
高額医療合算介護サービス費等給付費額	7,815,756	10,021,457
算定対象審査支払手数料	2,385,621	3,055,311
地域支援事業費(B)	180,616,575	207,492,551
介護予防・日常生活支援総合事業費	106,778,575	131,992,551
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	58,038,000	58,200,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,800,000	17,300,000
事業費(C=A+B)	3,363,351,473	4,245,524,670

※単位：円

令和7（2025）年度保険料基準額（月額）＝6,973円（年額：83,676円）

令和22（2040）年度保険料基準額（月額）＝8,939円（年額：107,268円）

## 第4章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1. 制度の周知

本計画や介護保険制度の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等の各種媒体や出前講座等を行い、広く町民に周知します。

#### 2. 連携体制の強化

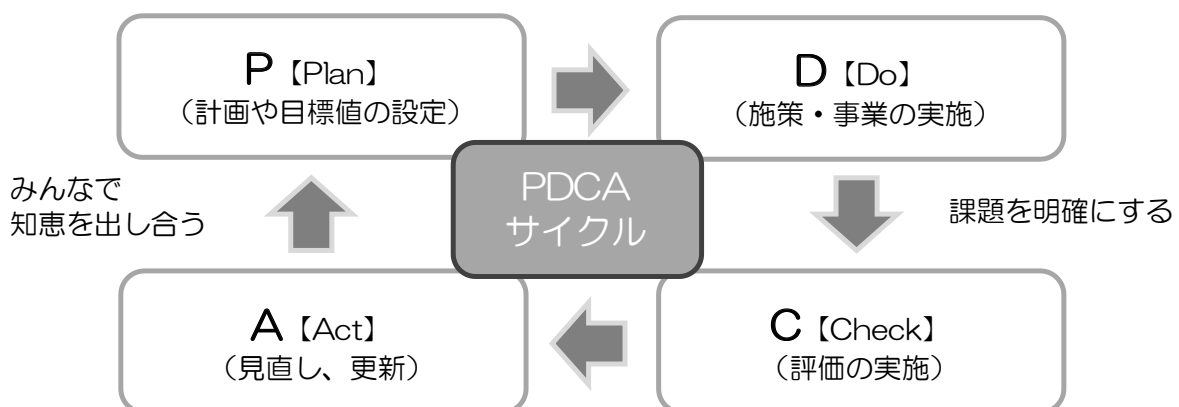
保健福祉課を中心に庁内の関係課や県と連携しながら施策を推進します。

また、自治会やボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、NPO法人等の住民組織や関係機関が、それぞれの役割の中で積極的に活動していけるよう連携強化を図りながら、計画の円滑な推進に努めます。

### 第2節 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、事業の進捗状況について点検・評価し、介護保険運営協議会で協議しながら、施策の改善や見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

#### ●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



# 資料編



## I. 那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画策定の経過

期 日	内 容
令和元年 11月～12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和2年 7月 29日	令和2年度第1回那須町介護保険運営協議会 ・那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定について (概要説明)
令和2年 10月 9日	第1回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・計画策定の概要説明 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画第1部総論(素案)について
令和2年 11月 6日	第2回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画第2部(素案)について
令和2年 11月 12日	令和2年度第2回那須町介護保険運営協議会 ・那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(素案)について
令和2年 11月 25日～ 12月 24日	パブリックコメントの実施
令和3年 1月 14日	第3回那須町介護保険事業計画策定委員会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(素案)について
令和3年 2月 4日	令和2年度第3回那須町介護保険運営協議会 ・第8期高齢者福祉・介護保険事業計画(案)について

## Ⅱ. 介護保険運営協議会関係例規（一部抜粋）

---

### ○那須町介護保険条例

（平成12年3月17日条例第10号）

#### 第5章 介護保険運営協議会

（那須町介護保険運営協議会の委員の定数）

第13条 那須町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険の被保険者を代表する委員 5人以内
  - (2) 医療、保健、福祉を代表する委員 5人以内
  - (3) 地域ケアの学識経験を持つ公益を代表する委員 5人以内
- （規則への委任）

第14条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

---

### ○那須町介護保険条例施行規則

（平成12年3月27日規則第15号）

#### 第11章 介護保険運営協議会

（諮問）

第44条 那須町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、那須町介護保険の運営に関する重要事項について町長から諮問があったときは、審議して答申しなければならない。

（意見の提出）

第45条 協議会は、那須町介護保険の運営について必要があると認めるときは、審議して町長に意見を提出することができる。

（答申及び意見提出の方法）

第46条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもってしなければならない。

（任期）

第47条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（運営）

第48条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

（招集）

第49条 協議会は、町長から諮問があったとき、その他必要と認めるときに開催する。

2 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに欠けた場合は、町長が招集する。

- 3 協議会の委員の半数以上の者から会議に付議すべき事案を示して会議の招集請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第50条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長をする委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

- 2 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議長は委員として議決に加わることができない。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議録）

第51条 協議会は、出席委員の氏名、議決事項、議事の経過等を記載した会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、議長及び協議会において定めた委員の中からその会議において選任された会議録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

（庶務）

第52条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第53条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## Ⅲ. 那須町介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属名	摘要
1	被 保 險 者 代 表	山添二三夫	那須町シニアクラブ連合会	
2		秋元 広	那須町商工会	副会長
3		平山 トヨ	さわやかネットワーク那須	
4		津久井理恵	さわやかネットワーク那須	
5	医 療 ・ 保 健 ・ 福 祉 代 表	河島弘文	那須町医師会	
6		小島武彦	那須町歯科医師会	
7		相馬邦夫	黒磯薬剤師会	
8		池田香織	介護保険サービス事業所	
9		小林光恵	那須町ケアマネジャー連絡協議会	
10	又 公 は 学 益 識 経 代 験 者 表	高久 弘	那須町自治会連合会	
11		仁平 則子	那須町食生活改善推進員会	
12		白井 智子	那須町民生委員児童委員協議会	
13		阿部 拓志	大沢地区社会福祉協議会	会長



## IV. 那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(平成 20 年 7 月 9 日告示第 81 号)

(趣旨)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条の規定に基づく那須町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、那須町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者に対する総合的な福祉サービスの提供体制の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定の係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 6 条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。

(那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 那須町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成 11 年）は、廃止する。

## V. 那須町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員区分	氏名	所属・職名
1	委員長	荻原喜茂	作業療法士
2	副委員長	塩田章人	塩田医院 院長
3	委員	益子則夫	社会福祉法人清幸会 本部事務局 事務局長
4	委員	荒牧雅規	社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム寿山荘那須 施設長
5	委員	人見佳子	株式会社ヴァントーズ 小規模多機能型居宅介護施設なでしこ 施設長
6	委員	高久知之	特定非営利活動法人 フロレンス那須 法人事務・介護保険担当
7	委員	小林光恵	那須町ケアマネジャー連絡協議会 会長
8	委員	米山典子	那須町民生委員児童委員協議会 副会長
9	委員	海藤邦雄	那須町シニアクラブ連合会 会長
10	委員	大倉須奈子	さわやかネットワーク那須 会計
11	委員	宇賀神 孝	栃木県県北健康福祉センター 次長兼総務福祉部長
12	委員	山口貴志	那須町社会福祉協議会 事務局次長
13	委員	高宮悦郎	那須町シルバー人材センター 事務局長
14	委員	米山雅子	那須町地域包括支援センター センター長

## VI. 那須町内介護保険サービス事業所状況（圏域別）

（令和2年10月1日現在、町資料）

高原地域	那須地域	芦野・伊王野地域
<p><b>通所介護事業所：4箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアステーション「あけぼの」</li> <li>・デイハウスわたしん家</li> <li>・デイサービスセンターふきのとう</li> <li>・デイサービスセンターりんどう</li> </ul> <p><b>地域密着型通所介護：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイホームえがお</li> <li>・デイサービスセンターチロル</li> </ul> <p><b>居宅介護支援事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所ライの丘</li> <li>・居宅介護支援事業所えがお</li> </ul> <p><b>訪問介護事業所：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほっと・ステーション那須</li> </ul> <p><b>認知症高齢者グループホーム：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホームりんどう荘（定員18名）</li> </ul> <p><b>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文月庵（定員5名）</li> </ul>	<p><b>通所介護事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスセンターなすの苑</li> <li>・多笑デイサービス</li> </ul> <p><b>地域密着型通所介護：6箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスきらら</li> <li>・デイサービスセンターはーとぼっぼ</li> <li>・愛燦燦デイサービス</li> <li>・宅老所型はーとぼっぼ</li> <li>・おひさまデイサービス</li> <li>・あい・デイサービス那須</li> </ul> <p><b>居宅介護支援事業所：8箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛燦燦ケアステーション</li> <li>・総合相談支援事業所ケアサブライ</li> <li>・居宅介護支援事業所シンシア</li> <li>・ケアプラザはつはる</li> <li>・社会福祉法人那須町社会福祉協議会</li> <li>・那須ケアサービスセンター</li> <li>・ひとやすみ居宅介護支援事業所</li> <li>・ケアプランゐろは</li> </ul> <p><b>訪問介護事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛燦燦ケアステーション</li> <li>・社会福祉法人那須町社会福祉協議会</li> </ul> <p><b>訪問看護事業所：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションりんりん</li> </ul> <p><b>短期入所生活介護：3箇所（定員36名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寿山荘那須（定員10名）</li> <li>・なすの苑（定員10名）</li> <li>・ゆたか苑（定員16名）</li> </ul> <p><b>特別養護老人ホーム：4箇所（定員191名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域型（定員172名）</li> <li>・寿山荘那須（定員50名）</li> <li>・なすの苑（定員70名）</li> <li>・ゆたか苑（定員52名）</li> <li>◆地域密着型</li> <li>・ゆたか苑（定員19名）</li> </ul> <p><b>認知症高齢者グループホーム：3箇所（定員54名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム愛里須（定員18名）</li> <li>・認知症高齢者グループホームソフィア（定員18名）</li> <li>・さわやかグループホームなすまち（定員18名）</li> </ul> <p><b>認知症対応型通所介護事業所：2箇所（定員12名）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム愛里須（6名）</li> <li>・認知症高齢者グループホームソフィア（6名）</li> </ul> <p><b>小規模多機能型居宅介護事業所：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護施設なでしこ（登録定員29名）</li> </ul> <p><b>養護老人ホーム：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聖園那須老人ホーム（定員50名）</li> </ul> <p><b>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆいま〜る那須（定員70名）</li> </ul> <p><b>福祉用具貸与・購入事業所：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三鈴堂那須事業所</li> </ul>	<p><b>通所介護事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JAなすのなごやかデイサービスセンター</li> <li>・デイサービスセンター花の郷</li> </ul> <p><b>居宅介護支援事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JAなすのなごやかデイサービスセンター</li> <li>・居宅介護支援事業所ケアーク</li> </ul> <p><b>訪問介護事業所：2箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーステーションえにし</li> <li>・訪問介護事業所タイムケア芦野</li> </ul> <p><b>小規模多機能型居宅介護事業所：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所ひまわり苑（登録定員29名）</li> </ul> <p><b>サービス付高齢者向け住宅：1箇所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アークユ芦野倶楽部（定員40名）</li> </ul>



## VII. 用語解説

ここでは、本計画書で使用されている用語について解説します。

用語	解説
●ア行	
IADL	IADLは、手段的日常生活動作能力と呼ばれ、交通機関の利用や電話の対応、買い物、食事の支度、家事、洗濯、服薬管理、金銭管理などのより複雑な生活関連動作のこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で意味は、情報通信技術。
あすてらす	とちぎ権利擁護センター あすてらすで実施している日常生活自立支援事業。事業は、①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理サービス、③書類等預かりサービスを実施している。利用の相談は、那須町社会福祉協議会で受け付けている。
運動器	骨や筋肉、関節のほか、脊髄や神経などが連携し身体を動かす仕組みのこと。どこか一つでも障害されると、体はうまく動かなくなる。
エビデンス	科学的根拠とも訳され、あるテーマに関する試験や調査などの研究結果から導かれた、科学的な根拠、裏付けのこと。
おかえりサポート事業	認知症や心身の障害により行方不明になる恐れのある方の情報を事前に登録し、行方不明が発生した際には、登録された情報を協力事業所に配信し地域の協力を得て早期に発見・保護につなげる取組。住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援。
●カ行	
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する。サービスの利用についてサービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人。認知症サポーター養成講座修了後、キャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。

用語	解説
ケアプラン (介護サービス計画)	要介護認定者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者を定めた計画。
健康寿命	平均寿命は、平均的な寿命を示すが、健康寿命は日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることができる期間を示す。平均寿命と健康寿命の差が「不健康な期間」を意味する。
高齢化	65歳以上を高齢者といい、人口に対する高齢者の割合が増加することという。
コホート	住民の追跡調査を行い、疾病の発症率やその理由等を分析する研究。
●サ行	
サロン	通いの場、集いの場の事。NPO法人や地区の団体等で実施していることが多く、閉じこもり予防、介護予防に効果があると言われている。
自立支援型地域ケア会議	介護保険の利用者が、いつまでも元気に自立した生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプラン（介護サービス計画）を検討する会議。会議では、地域の様々な専門職が参加し、専門的な立場から利用者の自立を支援する視点でアドバイスを行う。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が不十分な成年者の財産管理、身の回りの世話の手配を代理権や同意権を付与された成年後見人等が行う制度。 成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」に分けられる。「法定後見」は裁判所が後見人を選ぶもので、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類に分けられる。「任意後見」は本人の判断能力があるうちに信頼できる人に後見人や代理、同意する行為の範囲を選んでおく。
●タ行	
チームオレンジ	認知症の人とその家族を含めた地域住民や様々な職種の支援者により構成し、外出支援・見守り・声かけ・話し相手等活動するチームの総称。認知症サポーター養成講座とその後のステップアップ講座修了者がメンバーとなることができる。

用語	解説
知的能動性	人が生きていくための機能全体を「生活機能」といい、高齢者の生活機能としては、基本的日常生活動作能力（ADL）と呼ばれる歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容などの基本的動作や、手段的日常生活動作能力（IADL）と呼ばれる、交通機関の利用や電話の応対、買い物、食事の支度、家事、洗濯、服薬管理、金銭管理などのより複雑な生活関連動作、さらには状況に対応する能力や社会的役割を担う能力など様々な水準がある。知的能動性は知的活動の実施や知的の好奇心を反映する能力のこと。
●ナ行	
認知症ケアパス	認知症の進行状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか標準的な流れを示したもの。各市区町村で作成している。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、手助けをする人。
認知症初期集中支援	複数の専門職が家族等からの相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援やアセスメント等、初期の支援を包括的集中的（概ね6カ月間）に行う。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、医療機関や介護サービス等支援機関の連携を図るための支援を行う役割を担う者。
認知症バリアフリー	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく取組。「ちょっとした工夫があればこれまで通りの生活が続けられる」等、社会の仕組みを認知症の人に寄り添って変えていくこと。
●ハ行	
福祉有償運送	交通手段がないなど、移動が困難な人を対象に通院や買い物などの移送サービスを安価で行うこと。
ふれあい工房	シルバー大学校卒業生や技術習得者等が指導者となり、60歳以上の高齢者が趣味の創作活動として3部門（木工部、レザークラフト部、陶芸部）の工房を開講している。

用語	解説
ふれあいルーム	地区社会福祉協議会が主催している 65 歳以上の高齢者が集い、茶話会や健康体操などを行う交流の場。月 1～2 回開催している地区が多い。
フレイル	フレイルは、日本老年学会が 2014 年に提唱した概念で「Frailty (虚弱)」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性がある。また、フレイルは、筋力低下などの身体的要素、認知症やうつなどの精神的・心理的要素、1 人暮らしや閉じこもりなどの社会的要素で構成される。



## Ⅷ. 介護保険サービス一覧

ここでは、介護保険サービスの内容を紹介します。

### ■居宅サービス

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス ※99 ページ参照
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

通所して利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス ※99 ページ参照
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	介護老人保健施設や医療機関などで、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。	

短期間入所する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	短期入所生活介護 ／短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護 ／介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

在宅に近い暮らしをする	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

	サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置 （原則として要介護 4～5 の人のみ）	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ
	<p>■要支援 1・2 および要介護 1 の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）は原則として保険給付の対象となりません。</p>		
	特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、1 年度 10 万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、1 年度 10 万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
<p>■都道府県などの指定事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。                      ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。</p>			
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。	
<p>■事前の申請が必要になります。</p>			

## ■施設サービス

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。
	介護医療院 (平成30年4月創設)	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

## ■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住宅でサービスを提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。	

## IX. 介護予防・日常生活支援総合事業一覧

ここでは、介護予防・日常生活支援総合事業の内容を紹介します。  
お住まいの市区町村によって実施しているサービスや利用者負担が異なります。

### ■介護予防・生活支援サービス事業

生活に合わせた柔軟なサービスです。

要支援1・2の人、介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できます。

また、利用者が要介護認定を受けた場合でも、必要に応じて、地域とのつながりを継続するために、引き続きサービスを受けられるよう弾力的に対応します。

サービスの種類		サービスの内容	主な事業・取組
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	
	訪問型サービスC	身体の機能低下がみられる方に、理学療法士・保健師等による短期集中支援を行います。 ※3～6カ月の短期間で実施	・はつらつ訪問事業
通所型サービス	通所介護相当サービス	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	
	通所型サービスB (住民主体による支援)	体操、運動など住民主体の自主的な通いの場として活動します。 通所介護相当サービスほどの専門的な支援は必要なく、社会参加をすることで日常生活が保たれる方、閉じこもりがちな方を主に対象としています。	・生きがいサロン

サービスの種類		サービスの内容	主な事業・取組
通所型サービス	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。 ADLやIADLの改善に向けた支援を短期間に集中的に実施することで効果が見込まれる方を対象に3～6カ月の短期間で実施します。ストレッチや体操、マシン等を使った筋力トレーニング、脳トレーニング等のプログラムの実施と専門職の指導により状態の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身力アップ教室</li> <li>短期集中ステップアップ倶楽部</li> </ul>

### ■一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できます。

基本チェックリストを受ける必要はありません。

事業名	内容	主な事業・取組
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する方をできるだけ早期に把握し、必要な支援や介護予防活動につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターによる相談・支援</li> <li>訪問型介護予防事業</li> </ul>
介護予防普及啓発事業	介護予防に関するパンフレット配布や講座、講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防出前講座</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。また、その活動を支援するサポーターの育成や活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポーター養成講座</li> <li>サポーターフォローアップ講座</li> <li>てんとうむし教室</li> <li>生きがいサロン</li> </ul>
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般介護予防事業評価事業</li> </ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等を住民主体の通いの場などに派遣し、地域における介護予防活動の取組の機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身力アップ継続教室</li> <li>介護予防自主活動立ち上げ支援</li> </ul>

那須町第8期高齢者福祉・介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行／那須町

編集／那須町役場 保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

電話 (0287) 72-6910

FAX (0287) 72-0904

